

瀬戸内海国立公園  
(香川県地域)

指 定 書  
及び  
公園計画書

平成11年2月2日

環 境 庁

瀬戸内海国立公園

(香川県地域)

指 定 書

(公園区域の変更)

# 目 次

1	変更理由	2
2	地域の概要	3
	(1) 景観の特性	3
	ア 地形・地質	3
	イ 植生	3
	ウ 野生生物	3
	エ その他の人文景観	3
	(2) 利用の現況	3
	(3) 社会経済的背景	4
	ア 土地所有別	4
	イ 人口及び産業	4
	ウ 権利制限関係	5
3	公園区域	14
	(1) 公園区域の変更	14
	(2) 変更後の公園区域	44

## 1 変更理由

### (1) 変更に係る瀬戸内海国立公園の共通的基本方針

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて古くから営まれている人間生活をもたらした自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、わが国で最初の国立公園の一つとして昭和9年に備讃瀬戸を中心に指定され、さらに昭和25年及び昭和31年と2度にわたり行われた公園区域の拡張により、紀淡、鳴門、関門、豊予の4海峡で画された瀬戸内海のほぼ全域、関係する県も兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分の10県に及ぶわが国屈指の海の国立公園となったものである。

しかしながら、その後の本公園を取り巻く社会条件の変化、特に昭和30年代後半から巨大化、本格化した工業開発あるいは都市化の著しい進展は、本公園の景観や環境の質を大きく変化させ、現公園区域及び公園計画では、これに十分対応できない状況にある。

このため、昭和50年より本公園の全域を対象とした公園区域の再検討を、次の方針により関係県ごとに実施しているところである。

ア 瀬戸内海の自然と人文との調和した特色ある景観を、総体として保全していくため、次に掲げる地域については公園区域への編入を検討する。

(ア) 内海景観の重要な構成要素となっている島しょ、岩礁、海浜等

(イ) 内海景観の良好な展望地及び今後海浜での自然とのふれあいなどの適切な公園利用を図って行くべき地域

(ウ) 林地、農地等で自然性はそれほど高くなくとも瀬戸内海の景観の重要な構成要素となっている地域

(エ) 公園区域(陸域)地先の海面で、陸域と一体的に保護及び利用を図るべき地域

(オ) 瀬戸内海の歴史と深い関わりをもつ、人文景観を有する地域

イ 現行公園陸域及び埋立地については、市街地や工業地域化が著しい等、公園として存続させる意義が失われた地域については公園区域から削除する。

ウ 区域線の不明確な箇所については、明確な区域線を選定し直すとともに、必要な区域の変更を行う。

### (2) 香川県地域に係る変更理由

香川県地域は、昭和9年に屋島、八栗山、備讃瀬戸の島々、小豆島寒霞溪、五色台周辺の岬、荘内半島先端部等がまず指定され、また、昭和25年、31年及び43年の区域拡張等により、その他の地域が編入され、現在に至っている。

この間、本地域においても、本公園を取り巻く社会条件の変化、特に昭和30年代後半から巨大化、本格化した工業開発あるいは都市化の著しい進展は、本公園の景観や環境の質を大きく変化させ、現公園区域及び現公園計画では、十分に対応できない状況にある。

このため、地域全般にわたって再検討を行い、所要の変更を行うものである。



## 2 地域の概要

### (1) 景観の特性

#### ア 地形・地質

本地域は、岡山県・香川県に囲まれた備讃瀬戸に浮かぶ島しょ部の海域と讃岐平野に点在する溶岩台地及び溶岩台地起源の山地・丘陵地によって構成されている。

島しょ部は、備讃瀬戸に浮かぶ塩飽諸島、直島諸島、小豆島などの島しょが瀬戸内海に浮かぶ内海多島海景観がみられる。

四国沿岸の陸域部は、屋島、五色台、大麻山等の溶岩台地（メサ地形）、飯野山などの孤立丘（ビュート地形）がみられる等独特の景観を有している。

また、小豆島の寒霞溪は、集塊岩、凝灰角礫岩が長年の差別浸食によってできた奇岩怪石の絶景地として特筆される。

本地域の地質は、花崗岩を基盤としている他、本地域の東部に位置する鹿浦越<sup>かのうらごえ</sup>には、ランプロファイヤ岩脈が見られ、地質学上貴重な存在となっている。

#### イ 植生

本地域は、瀬戸内式気候区に属する温暖な地域であり、古くから人々の生活が営まれ、自然林は極めて少ない。地域の大部分は、アカマツ、クロマツ、アベマキ、コナラ等の代償植生によって占められており、本来の常緑広葉樹林の植生は、社寺境内地や島しょの一部あるいは急崖地等の人為が及ばない地形急峻な箇所にわずかに残されている。

近年、マツクイムシの被害によりマツ林が減少し、下層のウバメガシやヤマモモ等の成長が著しくなり、植生の遷移が進みつつある。

特筆される植生としては、屋島、荘内半島のウバメガシ林、津田の松原、白鳥松原、有明浜のクロマツ林、象頭山のシイ、カシ類を主とした照葉樹林、有明浜のハマネナシカズラ、コウボウムギ、ハマニガナ、ハマゴウ等の海浜植物、小豆島寒霞溪の固有種のショウドシマレンギョウ、カンカケイニラや大陸系遺存種のイワシデ林等があげられる。

#### ウ 野生動物

本地域は、中・大型ほ乳類では、ホンドジカ、ホンドザル、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ等が生息する。

鳥類では、ウミウ、クロサギ、ウミネコ、カモメ等の海鳥が豊富にみられ、海岸部には、ミサゴ、ハヤブサ等の希少種も生息している。

#### エ その他の人文景観

本地域には、四国霊場八十八ヶ所巡りの古刹、金刀比羅宮<sup>ことひらくう</sup>、崇徳天皇陵、源平合戦の古戦場等、古くからの歴史を刻む文化財、史跡が数多くあり、歴史探訪等の利用が盛んである。

### (2) 利用の現況

本地域は、岡山などの山陽圏から、瀬戸大橋、カーフェリー等を利用したの陸海路の交通アクセスが良好であり、年間704万人に及ぶ利用者がある。（平成9年）

本地域の利用形態は、内海多島海の展望、海水浴、キャンプ、社寺等の歴史探訪

等が主体で，気候温暖な地域であることから，年間を通じて利用がなされている。

### (3) 社会経済的背景

#### ア 土地所有別

瀬戸内海の沿岸一帯は，古くから開けてきた土地柄であることから，本地域の土地所有形態は，私有地が占める割合が多く全体の83.4%に及び，国有地が6.7%，公有地が9.9%となっている。

#### イ 人口及び産業

本地域は，5市19町にまたがっており，関係市町の定住人口は公園区域外を含め，約828千人に達する。全体の約60%が，第3次産業従事者で占められている。

ウ 権利制限関係  
 (ア) 保安林  
 (国有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日	
土砂流出防備 土砂崩壊防備	香川県高松市内 国有林高松営林署	5.4	昭38. 2. 3	
	香川県大川郡引田町内 国有林高松営林署	5.3	大15. 4.30	
干 害 防 備	香川県小豆郡池田町内 国有林高松営林署	3.3	昭 8. 6.14	
保 健	香川県高松市内 国有林高松営林署	4.2.1	昭38. 2. 3	
	香川県丸亀市内 国有林高松営林署	3.5	昭31. 3.31	
	香川県坂出市内 国有林高松営林署	2.4	昭31. 3.31	
	香川県大川郡引田町内 国有林高松営林署	1.2.9	大15. 4.30	
	香川県大川郡白鳥町内 国有林高松営林署	5.6	昭58.12. 3	
	香川県木田郡庵治町内 国有林高松営林署	1.1.6	大15. 4.30	
	香川県綾歌郡飯山町内 国有林高松営林署	4.3	昭31. 3.31	
	そ の 他	香川県高松市内 国有林高松営林署	3.7.5	昭38. 2. 3
		香川県丸亀市内 国有林高松営林署	3.5	昭10. 5.17
香川県坂出市内 国有林高松営林署		2.4	昭31. 3.31	
香川県大川郡引田町内 国有林高松営林署		4.5	大15. 4.30	
香川県大川郡白鳥町内 国有林高松営林署		4.2	明36. 7.16	
香川県木田郡庵治町内 国有林高松営林署		1.0.0	大15. 4.30	
香川県綾歌郡飯山町内 国有林高松営林署		4.3	昭31. 3.31	

(民有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
水 源 か ん 養	香川県小豆郡内海町内	1 9 4	昭57. 4. 14
	香川県小豆郡土庄町内	1 5 0	昭57. 4. 14
土 砂 流 出 防 備 土 砂 崩 壊 防 備	香川県丸亀市内	1 8 6	昭10. 5. 17
	香川県坂出市内	4 3	昭51. 10. 13
	香川県善通寺市内	3	昭54. 2. 16
	香川県大川郡引田町内	2 5	大15. 4. 30
	香川県小豆郡内海町内	7 3	昭 8. 6. 14
	香川県小豆郡土庄町内	1 0 3	昭 8. 6. 14
	香川県香川郡直島町内	1 4	昭10. 5. 30
	香川県仲多度郡琴平町内	1 2 5	明39. 11. 7
	香川県仲多度郡多度津町内	3	昭34. 12. 12
	香川県三豊郡高瀬町内	1 1	昭34. 12. 12
	香川県三豊郡詫間町内	1 0	昭34. 12. 12
	その他の災害防備	香川県高松市内	5
香川県丸亀市内		1 5	昭10. 5. 17
香川県観音寺市内		4	昭 8. 6. 30
香川県大川郡白鳥町内		8	明36. 7. 16
香川県小豆郡内海町内		1 2 3	昭 8. 6. 14

## (民有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
干 害 防 備	香川県坂出市内	1 5	昭31. 3. 31
	香川県小豆郡内海町内	1 6	昭 8. 6. 14
	香川県小豆郡池田町内	7	昭 8. 6. 14
保 健	香川県高松市内	2 3 4	昭38. 2. 3
	香川県善通寺市内	1 4 0	昭57. 11. 12
	香川県大川郡白鳥町内	2 7	昭58. 12. 3
	香川県大川郡志度町内	8 9	大15. 4. 30
	香川県木田郡牟礼町内	4 3	明36. 7. 16
	香川県木田郡庵治町内	6 5	大15. 4. 30
	香川県仲多度郡琴平町内	1 0 8	昭57. 11. 12
そ の 他	香川県高松市内	7 9	昭38. 2. 3
	香川県坂出市内	5	昭31. 3. 31
	香川県観音寺市内	1 5	昭 8. 6. 30
	香川県大川郡白鳥町内	2 4	明36. 7. 16
	香川県大川郡大内町内	6	昭58. 12. 3
	香川県大川郡志度町内	8 9	大15. 4. 30
	香川県小豆郡内海町内	4 6 4	昭 8. 6. 14
	香川県小豆郡土庄町内	5 5	昭 8. 6. 14
	香川県木田郡牟礼町内	2 8	明36. 7. 16

(民有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
そ の 他	香川県木田郡庵治町内	6 6	大15. 4. 30
	香川県香川郡直島町内	1 9 9	昭10. 5. 30
	香川県仲多度郡琴平町内	5 3	明39. 11. 7
	香川県仲多度郡多度津町内	6	昭34. 12. 12
	香川県三豊郡詫間町内	6 3	昭34. 12. 12
	香川県三豊郡仁尾町内	3 2	昭34. 12. 12

※ 面積は図面上の計測による概算である。

## (イ) 鳥獣保護区 (県設)

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
阿 弥 陀 越	香川県高松市地内	1 5 5 (うち特保155)	平 6.11.15
金 刀 比 羅 宮 社 有 林 大 麻 山	香川県善通寺市地内	1 9 2 (うち特保192)	平 7.11.15
金 刀 比 羅 宮 境 内 林 象 頭 山	香川県仲多度郡琴平町地内	1 1 4 (うち特保114)	昭53.11.15
金 刀 比 羅 宮 社 有 林 南 山	香川県仲多度郡琴平町地内	4 0	昭63.11. 1
善 通 寺	香川県善通寺市地内	1 1 3	平 5.11. 1
三 豊 海 岸	香川県観音寺市地内 香川県三豊郡大野原町地内 香川県三豊郡豊浜町地内	1 3 8	平 5.11. 1
五 色 台	香川県高松市地内 香川県坂出市地内	2, 3 0 0	平 6.11. 1
寒 霞 溪	香川県小豆郡内海町地内 香川県小豆郡池田町地内	5 1 0	昭55.11.15
屋 島	香川県高松市地内	4 8 0	平元.11.15
銚 子 溪	香川県小豆郡土庄町地内 香川県小豆郡池田町地内	6 2	平 4.11.15

※ 面積は図面上の計測による概算である。

## (ウ) 史跡名勝天然記念物

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国 指 定 史 跡	屋 島	香川県高松市屋島西町地内 香川県高松市屋島中町地内 香川県高松市屋島東町地内 香川県高松市高松町地内	昭 9. 11. 10
	城 山	香川県坂出市西庄町地内 香川県坂出市川津町地内 香川県坂出市府中町地内 香川県綾歌郡飯山町地内	昭26. 6. 9
	塩 飽 勤 番 所 跡	香川県丸亀市本島町地内	昭45. 7. 22
	大 阪 城 石 垣 石 切 丁 場 跡	香川県小豆郡内海町地内	昭47. 3. 16
	喜兵衛島製塩遺跡	香川県香川郡直島町地内	昭56. 6. 25
国 指 定 名 勝	神懸山（寒霞溪）	香川県小豆郡内海町地内	大12. 3. 7
	琴 弾 公 園	香川県観音寺市有明町地内 香川県観音寺市八幡町地内	昭11. 12. 16
	象 頭 山	香川県善通寺市大麻町地内 香川県仲多度郡琴平町地内	昭26. 6. 9
国指定天然記念物	屋 島	香川県高松市屋島西町地内 香川県高松市屋島中町地内 香川県高松市屋島東町地内 香川県高松市高松町地内	昭 9. 11. 10
	鹿浦越のランプ°ロファイヤ岩脈	香川県大川郡白鳥町地内	昭17. 7. 21
	象 頭 山	香川県善通寺市大麻町地内 香川県仲多度郡琴平町地内	昭26. 6. 9
	円 上 島 の 球 状 ノ ー ラ イ ト	香川県観音寺市伊吹町地内	昭 9. 12. 28
	絹島および丸亀島	香川県大川郡大内町地内	昭15. 2. 10



区 分	名 称	位 置	指定年月日
県 指 定 史 跡	小 蔦 島 貝 塚	香川県三豊郡仁尾町地内	昭33. 6. 5
	富 丘 古 墳 群	香川県小豆郡土庄町地内	昭35. 7. 7
	大坂城用残石及び 番屋七兵衛屋敷跡	香川県小豆郡内海町地内	昭45. 4. 28
	沙 弥 島 千 人 塚	香川県坂出市沙弥島地内	昭46. 4. 30
	大坂城石垣石切 とび越丁場跡 及び小海残石群	香川県小豆郡土庄町地内	昭46. 4. 30
	星 ケ 城 跡	香川県小豆郡内海町地内	昭47. 4. 27
	紫 雲 出 山 遺 跡	香川県三豊郡詫間町地内	昭59. 9. 14
	笠 島 城 跡	香川県丸亀市本島町地内	昭62.10.30
	沙弥ナカタ'浜遺跡	香川県坂出市沙弥島地内	平元. 2. 28
県指定天然記念物	老杉洞の日本ササ群	香川県小豆郡内海町地内	昭32. 4. 20
	志々島の大くす	香川県三豊郡詫間町地内	昭45. 4. 28
	一ノ瀬神社社叢	香川県高松市中山町地内	昭46. 4. 30
	鳥 骨 鶏	香川県一円	昭17. 7. 21

## (工) 農業振興地域等

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
農 業 振 興 地 域	香川県高松市内	881	昭62. 2. 27
	香川県丸亀市内	2,156	平 8. 3. 23
	香川県坂出市内	1,912	平 8. 3. 23
	香川県善通寺市内	464	昭62. 2. 27
	香川県観音寺市内	56	平 2. 3. 23
	香川県大川郡引田町内	150	昭58. 3. 24
	香川県大川郡白鳥町内	23	昭58. 3. 24
	香川県小豆郡内海町内	709	昭46.12. 21
	香川県小豆郡土庄町内	23	昭58. 3. 24
	香川県木田郡庵治町内	202	昭48. 8. 9
	香川県仲多度郡仲南町内	2	昭58. 3. 24
	香川県三豊郡高瀬町内	208	平 2. 3. 23
	香川県三豊郡詫間町内	265	昭47.12. 26
	農 用 地 区 域	香川県高松市内	121
香川県坂出市内		438	昭63. 8. 26
香川県善通寺市内		147	平 7. 9. 4
香川県観音寺市内		54	平10. 5. 28
香川県大川郡引田町内		23	昭63. 8. 26
香川県大川郡白鳥町内		15	平10. 5. 28
香川県小豆郡内海町内		19	平 9. 9. 8

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
農 用 地 区 域	香川県小豆郡土庄町内	1 0	平元. 12. 11
	香川県木田郡庵治町内	3 2	昭62. 9. 11
	香川県三豊郡高瀬町内	1 8 4	平 7. 9. 4
	香川県三豊郡詫間町内	1 5 2	昭63. 4. 27

※ 面積は図面上の計測による概算である。

(オ) 都市計画区域等

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
用 途 地 域	香川県高松市内	2	昭46. 9. 21
	香川県善通寺市内	1	昭46. 1. 26
	香川県観音寺市内	3 5	昭44. 2. 20

※ 面積は図面上の計測による概算である。

### 3 公園区域

#### (1) 公園区域の変更

瀬戸内海国立公園（香川県地域）の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
1	拡張	香川県観音寺市 伊吹町の一部
2	拡張	香川県観音寺市 伊吹町の一部
3	拡張	香川県観音寺市 伊吹町の一部
4	拡張	香川県大川郡大内町 小磯の一部
5	拡張	香川県大川郡大内町 馬篠の一部
6	拡張	香川県大川郡大内町 小磯の一部
7	拡張	香川県小豆郡内海町 橘の一部
8	拡張	香川県小豆郡内海町 片城及び神懸通の各一部

変 更 理 由	面 積 (h a)
良好な島しょ景観及び球状ノーライト（菊花石）を有する <small>まるがみ</small> 円上島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	9 (9.0) 〔公 9.0〕
良好な島しょ景観及びクロマツ林等の自然植生を有する股島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	5 (5.0) 〔公 2.0〕 〔私 3.0〕
良好な島しょ景観及びクロマツ林等の自然植生を有する小股島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	1 (1.0) 〔公 1.0〕
優れた島しょ景観及び洞穴、柱状節理を有する丸亀島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	3 (2.5) 〔私 2.5〕
優れた島しょ景観及び洞穴、柱状節理を有する絹島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	1 (1.0) 〔私 1.0〕
優れた島しょ景観を有する <small>めん</small> 女島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、丸亀島、絹島と一体として特別地域とする。	4 (3.5) 〔私 3.5〕
安山岩の風化による高さ150mの直立岩峰で特異な奇岩景観及び良好な照葉樹の自然植生を有する <small>せんぼがだけ</small> 千羽ヶ嶽・ <small>おやゆびがだけ</small> 拇指嶽の頂上部周辺の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	40 (40.0) 〔私 40.0〕
寒霞溪に至る寒霞溪線道路（車道）（県道寒霞溪公園線）沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	22 (22.0) 〔私 22.0〕 外→2 1.0 外→3 21.0

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
9	拡張	香川県小豆郡土庄町 小江の一部
10	拡張	香川県小豆郡土庄町 肥土山の一部
11	拡張	香川県綾歌郡国分寺町 国分及び新居の各一部
12	拡張	香川県仲多度郡仲南町 大字佐文の一部
13	削除	香川県高松市 神在川窪町の一部
14	削除	香川県高松市 屋島西町の一部
15	削除	香川県高松市 高松町の一部
16	削除	香川県坂出市 与島町の一部
17	削除	香川県坂出市 沙弥島の一部

変 更 理 由	面 積 (h a)
<sup>りくけいとう</sup> 陸繋島として特異な景観を有する <sup>かぶらさき</sup> 蕪崎の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	3 (2.5) { 公 0.8 } { 私 1.7 }
寒霞溪に至る寒霞溪線道路(車道)(県道土庄神懸線)沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	4 (4.0) { 公 1.6 } { 私 2.4 }
五色台に至る青峰白峰線道路(車道)(県道鴨川停車場五色台線)沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	7 (6.5) { 公 1.1 } { 私 5.4 }
<sup>ことひらくう</sup> 金刀比羅宮の社叢林と一体である象頭山南麓の風景の維持を図るため、区域を拡張する。	3 (2.5) [私 2.5]
<sup>じんざいはな</sup> 神在鼻東側は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 4 (4.0) [私 4.0]
屋島西町の中筋地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 (1.5) [私 1.5]
屋島神社参道の一部は、市街化している地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) [私 1.0]
坂出市の <sup>にづら</sup> 二面島は、瀬戸大橋の橋脚として海没した地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (0.5) [私 0.5]
<sup>しゃみ</sup> 沙弥島の塩田跡地は、準工業地帯となっている地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 9 (8.5) [公 8.5]

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
18	削除	香川県善通寺市 大麻町の一部
19	削除	香川県善通寺市 善通寺町の一部
20	削除	香川県観音寺市 室本町の一部
21	削除	香川県観音寺市 八幡町一丁目の一部
22	削除	香川県大川郡引田町 引田の一部
23	削除	香川県大川郡引田町 坂元の一部
24	削除	香川県大川郡白鳥町 松原の一部
25	削除	香川県小豆郡内海町 橘の一部
26	削除	香川県小豆郡内海町 木庄の一部



変 更 理 由	面 積 (h a)
岡地区は、住宅化が著しく、また農地として利用されている地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 5 (24.5) 〔 国 3.4 〕 〔 私 21.1 〕
香色山 <small>こしき</small> の山麓は、用途地域となっており、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔 公 0.4 〕 〔 私 0.6 〕
室本町は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 (2.0) 〔私 2.0〕
八幡町は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 3 (2.5) 〔私 2.5〕
大安戸地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 (1.5) 〔私 1.5〕
坂元地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 3 (3.0) 〔 公 0.1 〕 〔 私 2.9 〕
松原地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 4 (4.0) 〔 公 2.0 〕 〔 私 2.0 〕
橘地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔私 1.0〕
木庄地区は、利用導線の変更に伴い、公園として保護する意義が失われたため、区域から削除する。	△ 2 8 (28.0) 〔私 28.0〕

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
27	削除	香川県小豆郡内海町 吉田の一部
28	削除	香川県小豆郡土庄町 字王子前の一部
29	削除	香川県小豆郡土庄町 湊崎の一部
30	削除	香川県木田郡牟礼町 大字牟礼の一部
31	削除	香川県木田郡庵治町 字荒浜の一部
32	削除	香川県木田郡庵治町 字荒浜の一部
33	削除	香川県仲多度郡琴平町 字川西の一部
34	削除	香川県仲多度郡琴平町 字川西の一部

変 更 理 由	面 積 (h a)
吉田地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 8 (8.0) 〔私 8.0〕
王子前は、国道敷地となっており、公園として保護する意義が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔公 1.0〕
小入部地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 7 (7.0) 〔公 0.4〕 〔私 6.6〕
八栗山登山道沿線は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (1.5) 〔私 1.5〕
王の下地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 (3.5) 〔私 3.5〕
江の浜地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (2.5) 〔私 2.5〕
金刀比羅宮の境内地であり、多くの施設が建ち並んでいるため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 1 2 (11.5) 〔私 11.5〕
愛宕山周辺は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 9 (18.5) 〔国 1.0〕 〔私 17.5〕

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
35	削除	香川県高松市 朝日町五丁目及び朝日町六丁目の地先 旧海面の一部
36	削除	香川県高松市 朝日新町の地先 旧海面の一部
37	削除	香川県高松市 玉藻町の地先 旧海面の一部
38	削除	香川県高松市 浜ノ町の地先 旧海面の一部
39	削除	香川県高松市 瀬戸内町及び新北町の地先 旧海面の一部
40	削除	香川県高松市 郷東町の地先 旧海面の一部
41	削除	香川県高松市 香西本町の地先 旧海面の一部
42	削除	香川県高松市 神在川窪町の地先 旧海面の一部
43	削除	香川県高松市 生島町の地先 旧海面の一部

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 154 (154.0) \\ 154 \\ \text{〔私 154.0〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 39 (39.3) \\ 39 \\ \text{〔私 39.3〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 2 (1.8) \\ 2 \\ \text{〔私 1.8〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 42 (42.2) \\ 42 \\ \text{〔私 42.2〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 21 (21.2) \\ 21 \\ \text{〔私 21.2〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 13 (12.8) \\ 13 \\ \text{〔公 3.8〕} \\ \text{〔私 9.0〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 24 (23.6) \\ 24 \\ \text{〔私 23.6〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 2 (2.0) \\ 2 \\ \text{〔私 2.0〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 18 (17.9) \\ 18 \\ \text{〔私 17.9〕} \end{array} \right]$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
44	削除	香川県高松市 亀水町の地先 旧海面の一部
45	削除	香川県丸亀市 土器町北一丁目及び土器町二丁目の地先 旧海面の一部
46	削除	香川県丸亀市 富士見町三丁目、富士見町四丁目及び富士見町五丁目の地先 旧海面の一部
47	削除	香川県丸亀市 蓬萊町の地先 旧海面の一部
48	削除	香川県丸亀市 昭和町の地先 旧海面の一部
49	削除	香川県丸亀市 広島町青木の地先 旧海面の一部
50	削除	香川県丸亀市 広島町甲路の地先 旧海面の一部
51	削除	香川県坂出市 王越町木沢の地先 旧海面の一部
52	削除	香川県坂出市 大屋富町の地先 旧海面の一部

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 7 (6.5) \\ 7 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 7 (6.5) \\ 7 \end{matrix}} \right\}$ [公 6.5]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 4 (3.9) \\ 4 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 4 (3.9) \\ 4 \end{matrix}} \right\}$ [私 3.9]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 29 (28.7) \\ 29 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 29 (28.7) \\ 29 \end{matrix}} \right\}$ [公 11.0] [私 17.7]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 87 (87.4) \\ 87 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 87 (87.4) \\ 87 \end{matrix}} \right\}$ [公 4.0] [私 83.4]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 103 (102.7) \\ 103 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 103 (102.7) \\ 103 \end{matrix}} \right\}$ [公 9.0] [私 93.7]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 7 (6.6) \\ 7 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 7 (6.6) \\ 7 \end{matrix}} \right\}$ [私 6.6]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 8 (7.6) \\ 8 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 8 (7.6) \\ 8 \end{matrix}} \right\}$ [私 7.6]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 2 (1.9) \\ 2 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 2 (1.9) \\ 2 \end{matrix}} \right\}$ [私 1.9]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\Delta \begin{matrix} 18 (17.8) \\ 18 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 18 (17.8) \\ 18 \end{matrix}} \right\}$ [公 1.9] [私 15.9]

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
53	削除	香川県坂出市 林田町の地先 旧海面の一部
54	削除	香川県坂出市 昭和町二丁目の地先 旧海面の一部
55	削除	香川県坂出市 入船町一丁目の地先 旧海面の一部
56	削除	香川県坂出市 築港町二丁目の地先 旧海面の一部
57	削除	香川県坂出市 沖の浜の地先 旧海面の一部
58	削除	香川県坂出市 番の州緑町，番の州町及び川崎町の地先 旧海面の一部
59	削除	香川県坂出市 与島町の地先 旧海面の一部
60	削除	香川県坂出市 与島町の地先 旧海面の一部（小与島）
61	削除	香川県観音寺市 室本町の地先 旧海面の一部（室本港）



変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 21 (20.6) \\ 21 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 4.3 \\ \text{私} 16.3 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 23 (22.7) \\ 23 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 0.7 \\ \text{私} 22.0 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 6 (6.2) \\ 6 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 6.6 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 6 (6.2) \\ 6 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 1.1 \\ \text{私} 5.1 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 15 (15.2) \\ 15 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 15.2 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 552 (552.3) \\ 552 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 552.3 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 2 (1.7) \\ 2 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 1.7 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 2 (2.3) \\ 2 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 2.3 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 10 (9.6) \\ 10 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 9.6 \end{array} \right] \end{array} \right]$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
62	削除	香川県観音寺市 伊吹町の地先 旧海面の一部（伊吹島）
63	削除	香川県大川郡引田町 引田の地先 旧海面の一部（引田港，引田漁港）
64	削除	香川県大川郡引田町 南野の地先 旧海面の一部（相生漁港）
65	削除	香川県大川郡大内町 小磯の地先 旧海面の一部（小磯漁港）
66	削除	香川県大川郡大内町 三本松の地先 旧海面の一部（三本松港）
67	削除	香川県大川郡津田町 字江泊の地先 旧海面の一部（江泊漁港）
68	削除	香川県大川郡津田町 字一本松の地先 旧海面の一部（脇元漁港）
69	削除	香川県大川郡津田町 字流田の地先 旧海面の一部（津田港）
70	削除	香川県大川郡志度町 大字鴨庄の地先 旧海面の一部（新開漁港，白方漁港，泊漁港等）

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 (1.0) } 1 〔公 1.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 5 (4.8) } 5 〔公 4.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 (0.6) } 1 〔公 0.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 (0.8) } 1 〔公 0.4〕 〔私 0.4〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 1 (11.3) } 1 1 〔公 0.7〕 〔私 10.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 (0.9) } 1 〔公 0.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 (0.9) } 1 〔公 0.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 (1.3) } 1 〔公 1.3〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	{ Δ 1 0 (9.8) } 1 0 〔公 2.0〕 〔私 7.8〕

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
71	削除	香川県大川郡志度町 大字志度の地先 旧海面の一部（志度港）
72	削除	香川県大川郡志度町 大字小田の地先 旧海面の一部（小田浦漁港，小田漁港）
73	削除	香川県小豆郡内海町 草壁本町の地先 旧海面の一部（内海港）
74	削除	香川県小豆郡内海町 片城及び安田の地先 旧海面の一部
75	削除	香川県小豆郡内海町 安田の地先 旧海面の一部
76	削除	香川県小豆郡内海町 苗羽の地先 旧海面の一部
77	削除	香川県小豆郡内海町 坂手の地先 旧海面の一部（坂手港）
78	削除	香川県小豆郡内海町 田浦の地先 旧海面の一部（田浦漁港）
79	削除	香川県小豆郡内海町 橘の地先 旧海面の一部（橘漁港）

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 64 (63.5) \\ 64 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 7.0 \\ \text{私} 56.5 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 3 (3.0) \\ 3 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 2.0 \\ \text{私} 1.0 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 4 (3.6) \\ 4 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 3.6 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 6 (5.5) \\ 6 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 5.5 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 0 (0.2) \\ 0 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 0.2 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 10 (10.0) \\ 10 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 4.9 \\ \text{私} 5.1 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 8 (7.5) \\ 8 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 7.5 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 0 (0.4) \\ 0 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{私} 0.4 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 1 (1.0) \\ 1 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 1.0 \end{array} \right] \end{array} \right]$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
80	削除	香川県小豆郡内海町 当浜の地先 旧海面の一部（当浜漁港）
81	削除	香川県小豆郡内海町 福田の地先 旧海面の一部（福田漁港）
82	削除	香川県小豆郡土庄町 大部の地先 旧海面の一部（大部港）
83	削除	香川県小豆郡土庄町 小海の地先 旧海面の一部（北浦港，小海漁港）
84	削除	香川県小豆郡土庄町 伊喜末の地先 旧海面の一部（四海漁港）
85	削除	香川県小豆郡土庄町 淵崎の地先 旧海面の一部（土庄港）
86	削除	香川県小豆郡土庄町 淵崎，字大木戸沖及び字吉ヶ浦の地先 旧海面の一部（土庄港）
87	削除	香川県小豆郡土庄町 字大廻り池，字半の池及び字堀切の地先 旧海面の一部（土庄東港）

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 0 \quad (0.2) \\ \quad \quad 0 \\ \quad \quad \text{〔私} \quad 0.2 \text{]} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 3 \quad (2.7) \\ \quad \quad 3 \\ \quad \quad \text{〔公} \quad 2.1 \\ \quad \quad \text{私} \quad 0.6 \text{]} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 4 \quad (3.6) \\ \quad \quad 4 \\ \quad \quad \text{〔公} \quad 1.6 \\ \quad \quad \text{私} \quad 2.0 \text{]} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 2 \quad (2.2) \\ \quad \quad 2 \\ \quad \quad \text{〔公} \quad 0.4 \\ \quad \quad \text{私} \quad 1.8 \text{]} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 3 \quad (3.2) \\ \quad \quad 3 \\ \quad \quad \text{〔公} \quad 2.0 \\ \quad \quad \text{私} \quad 1.2 \text{]} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 4 \quad (4.2) \\ \quad \quad 4 \\ \quad \quad \text{〔私} \quad 4.2 \text{]} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 9 \quad (9.3) \\ \quad \quad 9 \\ \quad \quad \text{〔公} \quad 1.1 \\ \quad \quad \text{私} \quad 8.2 \text{]} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 9 \quad (9.1) \\ \quad \quad 9 \\ \quad \quad \text{〔公} \quad 0.1 \\ \quad \quad \text{私} \quad 9.0 \text{]} \end{array} \right]$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
88	削除	香川県小豆郡土庄町 字王子前の地先 旧海面の一部（王子前漁港）
89	削除	香川県小豆郡土庄町 豊島家浦の地先 旧海面の一部（家浦港）
90	削除	香川県小豆郡池田町 大字池田の地先 旧海面の一部（池田港）
91	削除	香川県小豆郡池田町 大字室生の地先 旧海面の一部（室生北港）
92	削除	香川県小豆郡池田町 大字神浦の地先 旧海面の一部（三都港）
93	削除	香川県小豆郡池田町 大字蒲野の地先 旧海面の一部（谷尻漁港）
94	削除	香川県木田郡牟礼町 大字牟礼の地先 旧海面の一部（久通港）
95	削除	香川県木田郡牟礼町 大字大町の地先 旧海面の一部（牟礼港）
96	削除	香川県木田郡牟礼町 大字原の地先 旧海面の一部（房前漁港）
97	削除	香川県木田郡牟礼町 大字原の地先 旧海面の一部



変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 5 (5.1) \\ \quad \quad 5 \\ \quad \quad [公 \quad 5.1] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 1 (0.7) \\ \quad \quad 1 \\ \quad \quad [公 \quad 0.7] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 9 (8.6) \\ \quad \quad 9 \\ \quad \quad [私 \quad 8.6] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 3 (3.4) \\ \quad \quad 3 \\ \quad \quad [私 \quad 3.4] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 2 (1.8) \\ \quad \quad 2 \\ \quad \quad [私 \quad 1.8] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 1 (0.9) \\ \quad \quad 1 \\ \quad \quad [私 \quad 0.9] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 3 (3.1) \\ \quad \quad 3 \\ \quad \quad [私 \quad 3.1] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 9 (9.0) \\ \quad \quad 9 \\ \quad \quad [公 \quad 1.2] \\ \quad \quad [私 \quad 7.7] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 1 (1.0) \\ \quad \quad 1 \\ \quad \quad [私 \quad 1.0] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{c} \Delta \quad 1 (1.4) \\ \quad \quad 1 \\ \quad \quad [私 \quad 1.4] \end{array} \right]$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
98	削除	香川県木田郡庵治町 字丸山の地先 旧海面の一部
99	削除	香川県木田郡庵治町 字新開の地先 旧海面の一部（庵治港）
100	削除	香川県木田郡庵治町 字才田の地先 旧海面の一部（庵治港）
101	削除	香川県木田郡庵治町 字谷及び字浜の地先 旧海面の一部（庵治漁港）
102	削除	香川県木田郡庵治町 字荒浜の地先 旧海面の一部
103	削除	香川県香川郡直島町 字八日山 旧海面の一部（直島港）
104	削除	香川県香川郡直島町 字重石、字納言及び字ヘキの地先 旧海面の一部（直島港）
105	削除	香川県香川郡直島町 字能見及び字宮ノ浦の地先 旧海面の一部（宮ノ浦港）
106	削除	香川県香川郡直島町 字鶴石の地先 旧海面の一部

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 40 (39.9) \\ 40 \\ \text{〔私 39.9〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 11 (10.8) \\ 11 \\ \text{〔公 2.0〕} \\ \text{〔私 8.8〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 10 (9.6) \\ 10 \\ \text{〔公 2.0〕} \\ \text{〔私 7.6〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 2 (2.0) \\ 2 \\ \text{〔私 2.0〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 6 (5.9) \\ 6 \\ \text{〔私 5.9〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 1 (1.0) \\ 1 \\ \text{〔私 1.0〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 14 (13.5) \\ 14 \\ \text{〔私 13.5〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 2 (1.6) \\ 2 \\ \text{〔公 1.0〕} \\ \text{〔私 0.6〕} \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 1 (0.5) \\ 1 \\ \text{〔私 0.5〕} \end{array} \right]$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
107	削除	香川県綾歌郡宇多津町 字吉田の地先 旧海面の一部
108	削除	香川県綾歌郡宇多津町 字平山の地先 旧海面の一部
109	削除	香川県綾歌郡宇多津町 浜の地先 旧海面の一部
110	削除	香川県仲多度郡多度津町 堀江三丁目及び堀江五丁目の地先 旧海面の一部
111	削除	香川県仲多度郡多度津町 東港町の地先 旧海面の一部（多度津港）
112	削除	香川県仲多度郡多度津町 東浜の地先 旧海面の一部（多度津港）
113	削除	香川県仲多度郡多度津町 西港町の地先 旧海面の一部（多度津港）
114	削除	香川県仲多度郡多度津町 大字西白方の地先 旧海面の一部（白方漁港）
115	削除	香川県三豊郡詫間町 大字松崎の地先 旧海面の一部（詫間港）

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 67 (67.2) \\ 67 \\ \text{〔私 67.2〕} \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 24 (24.4) \\ 24 \\ \text{〔私 24.4〕} \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 16 (15.7) \\ 16 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{〔公 1.0〕} \\ \text{〔私 14.7〕} \end{array} \right. \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 24 (24.0) \\ 24 \\ \text{〔私 24.0〕} \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 62 (61.5) \\ 62 \\ \text{〔私 61.5〕} \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 7 (6.8) \\ 7 \\ \text{〔私 6.8〕} \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 120 (119.6) \\ 120 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{〔公 9.6〕} \\ \text{〔私 110.0〕} \end{array} \right. \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 3 (3.2) \\ 3 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{〔公 1.0〕} \\ \text{〔私 2.2〕} \end{array} \right. \end{array} \right.$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left\{ \begin{array}{l} \Delta 49 (49.0) \\ 49 \\ \text{〔私 49.0〕} \end{array} \right.$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
116	削除	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部（詫間港）
117	削除	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部（詫間港）
118	削除	香川県三豊郡詫間町 大字大浜の地先 旧海面の一部（大浜漁港）
119	削除	香川県三豊郡詫間町 大字生里の地先 旧海面の一部（生里漁港）
120	削除	香川県三豊郡詫間町 大字箱の地先 旧海面の一部（箱浦港）
121	削除	香川県三豊郡詫間町 大字香田の地先 旧海面の一部
122	削除	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部
123	削除	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部
124	削除	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部
125	削除	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の地先 旧海面の一部

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 44 (44.3) \\ 44 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{公} 2.0 \\ \text{私} 42.3 \end{array} \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 45 (45.4) \\ 45 \\ \left[ \text{私} 45.4 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 4 (3.7) \\ 4 \\ \left[ \text{私} 3.7 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 2 (2.2) \\ 2 \\ \left[ \text{私} 2.2 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 1 (0.7) \\ 1 \\ \left[ \text{私} 0.7 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 1 (0.6) \\ 1 \\ \left[ \text{私} 0.6 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 1 (1.2) \\ 1 \\ \left[ \text{私} 1.2 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 1 (0.5) \\ 1 \\ \left[ \text{私} 0.5 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 6 (6.0) \\ 6 \\ \left[ \text{私} 6.0 \right] \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta 3 (3.3) \\ 3 \\ \left[ \text{私} 3.3 \right] \end{array} \right]$

(表1：公園区域変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
126	削除	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の地先 旧海面の一部
127	削除	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の地先 旧海面の一部

※ 表の面積欄の左側数字は右側 ( ) 内数字 (小数以下第1位まで表記したもの) の小数以下第1位を四捨五入したものである。また、合計欄の下段 [ ] 内土地所有別の数字は、面積欄の下段土地所有別の数字 (小数以下第1位まで表記したもの) を小数以下第1位で四捨五入し、その数字を集計したため、合計欄の下段 [ ] 内土地所有別の数字の合計と各欄の下段 [ ] 内土地所有別の数字の合計とが異なる場合がある。



変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta \quad 3 (3.2) \\ \quad \quad 3 \\ \text{〔私} \quad 3.2 \end{array} \right]$
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	$\left[ \begin{array}{l} \Delta \quad 6 (6.4) \\ \quad \quad 6 \\ \text{〔私} \quad 6.4 \end{array} \right]$
変 更 部 分 面 積 計	$\begin{array}{l} \Delta \quad 38 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{国} \quad \Delta \quad 4 \\ \text{公} \quad \quad 2 \\ \text{私} \quad \Delta \quad 36 \end{array} \right] \end{array}$
変 更 前 公 園 面 積	$\begin{array}{l} 18,162 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{国} \quad 1,219 \\ \text{公} \quad 1,799 \\ \text{私} \quad 15,144 \end{array} \right] \end{array}$
変 更 後 公 園 面 積	$\begin{array}{l} 18,171 \\ \left[ \begin{array}{l} \text{国} \quad 1,111 \\ \text{公} \quad 1,907 \\ \text{私} \quad 15,153 \end{array} \right] \end{array}$

※ 変更後、公園面積が変更前公園面積と変更部分面積計との差に一致しないのは、陸域公園区域地先海面の埋立により海域普通地域が陸域普通地域となったため（19ヶ所，47ha）。

## (2) 変更後の公園区域

変更後の公園区域は次のとおりである。

(表2：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
香 川 県	高松市内 国有林高松営林署25林班から27林班まで、38林班及び39林班の全部 (国 470.4)	2,233 (2,233.0)
	高松市 男木町及び女木町の全部並びに生島町、植松町、神在川窪町、亀水町、中山町、屋島中町、屋島西町及び屋島東町の各一部 { 国 13.6 公 371.6 私 1,377.4 }	
	丸亀市内 国有林高松営林署47林班の一部 (国 35.0)	2,189 (2,189.4)
	丸亀市 牛島、上真島、手島町、広島町市井、広島町江の浦、広島町小手島、広島町立石、広島町茂浦、本島町生ノ浜、本島町大浦、本島町笠島、本島町甲生、本島町小阪、本島町尻浜、本島町泊及び本島町福田の全部並びに昭和町及び広島町釜の越の各一部 { 国 2.6 公 3.7 私 2,148.1 }	
	坂出市内 国有林高松営林署47林班の一部 (国 24.0)	2,621 (2,620.5)
	坂出市 岩黒及び櫃石の全部並びに王越町木沢、王越町乃生、青海町、大屋富町、川津町、神谷町、沙弥島、瀬居町、高屋町、西庄町、府中町及び与島町の各一部 { 国 63.2 公 113.1 私 2,420.2 }	
	善通寺市 大麻町、善通寺町、弘田町及び吉原町の各一部 { 国 70.4 私 610.1 }	681 (680.5)
観音寺市 八幡町二丁目の全部並びに有明町、伊吹町、室本町及び八幡町一丁目の各一部 { 国 3.6 公 58.9 私 132.0 }	195 (194.5)	
大川郡引田町内 国有林高松営林署5林班の全部並びに1林班及び8林班の各一部 (国 147.7)	305 (304.5)	
大川郡引田町 坂元及び引田の各一部 { 公 3.7 私 153.1 }		

(表2：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
香 川 県	大川郡白鳥町内 国有林高松営林署6林班の一部	(国 56.8)	150 (149.5)
	大川郡白鳥町 松原の一部	{ 公 17.5 私 75.2 }	
	大川郡大内町 馬篠及び小磯の各一部	(私 7.0)	7 (7.0)
	大川郡津田町 字蟹甲及び字琴林の各一部	{ 国 10.5 公 0.6 私 2.9 }	14 (14.0)
	大川郡志度町 大字小田及び大字鴨庄の各一部	(公 97.5)	98 (97.5)
	小豆郡内海町 当浜, 岩谷, 片城, 神懸通, 木庄, 坂手, 橘, 西村, 苗羽, 福田, 安田及び吉田の各一部	{ 公 364.9 私 2,899.6 }	3,265 (3,264.5)
	小豆郡土庄町 字小豆島及び字アワラ島の全部並びに伊喜末, 小江, 大部, 小海, 笠滝, 上庄, 小部, 滝宮, 豊島家浦, 豊島唐櫃, 豊島甲生, 長浜, 肥土山, 淵崎, 見目及び字余島の各一部	{ 公 409.2 私 2,366.3 }	2,776 (2,775.5)
	小豆郡池田町 大字池田, 大字蒲野, 大字神浦, 大字中山及び大字室生の各一部	{ 国 1.0 公 87.2 私 399.7 }	488 (488.0)
	木田郡牟礼町 大字大町及び大字牟礼の各一部	{ 公 19.2 私 133.3 }	153 (152.5)

(表2：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
香 川 県	木田郡庵治町内 国有林高松営林署21林班及び24林班の全部並びに22林班の一部 (国 57.4)	449 (448.5)
	木田郡庵治町 字島々の全部並びに字尼ヶ坂, 字荒浜, 字鎌野西, 字葛原, 字高尻, 字笹尾, 字篠尾, 字新開, 字芹谷, 字竹居及び字丸山の各一部 (国 60.0 公 92.7 私 238.4)	
	香川郡直島町 字揚島, 字井島, 字牛ヶ首島, 字家島, 字大福浦, 字尾高島, 字柏島, 字葛島, 字烏島, 字姫泊, 字喜兵衛島, 字京ノ上藪島, 字倉浦, 字荒神島, 字琴反地, 字小向, 字坪の奥, 字局島, 字積浦, 字姫宮, 字屏風島, 字神子持, 字向島, 字ヤスノ島及び字横防の全部並びに 字京ノ山, 字地藏山, 字高田浦及び字立石の各一部 (公 59.0 私 732.5)	792 (791.5)
	綾歌郡国分寺町 国分及び新居の各一部 (国 45.1 公 4.2 私 20.7)	70 (70.0)
	綾歌郡飯山町内 国有林高松営林署47林班の一部 (国 43.0)	98 (98.0)
	綾歌郡飯山町 東坂元の一部 (私 55.0)	
	仲多度郡琴平町 字川西の一部 (国 6.5 公 0.1 私 173.9)	181 (180.5)
	仲多度郡多度津町 佐柳及び高見の全部並びに大字見立の一部 (公 16.3 私 439.2)	456 (455.5)
仲多度郡仲南町 大字佐文の一部 (私 2.5)	3 (2.5)	

(表2：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
香 川 県	三豊郡高瀬町 大字上麻、大字上高瀬及び大字下麻の各一部 <div style="float: right;">           { 国 0.1 公 11.0 私 196.9 }         </div>	208 (208.0)
	三豊郡詫間町 大字栗島及び大字志々島の全部並びに大字大浜、大字積、大字生里 及び大字箱の各一部 <div style="float: right;">           { 公 142.0 私 553.0 }         </div>	695 (695.0)
	三豊郡仁尾町 大字家の浦及び大字仁尾の各一部 <div style="float: right;">           { 公 33.7 私 10.3 }         </div>	44 (44.0)
	香川県に属する海岸、島しょ及び岩礁並びに海面の全部 (徳島県鳴門市地内瀬方ノ鼻と香川県大川郡志度町地内馬ヶ鼻を結ぶ線及び同町地内馬ヶ鼻と兵庫県飾磨郡家島町地内上島最南端を結ぶ線以東の区域並びに香川県観音寺市地内財田川河口右岸最西端と愛媛県今治市地内大崎鼻を結ぶ線以南の区域内の海岸、島しょ及び岩礁並びに海面を除く。)	
合 計		18,171 (18,163.5)

瀬戸内海国立公園

(香川県地域)

公園計画書

(公園計画の変更)

# 目 次

1	基本方針	50
2	保護計画	54
(1)	保護規制計画	54
ア	特別地域	54
(ア)	第1種特別地域	58
(イ)	第2種特別地域	64
(ウ)	第3種特別地域	78
イ	普通地域	84
ウ	面積内訳	88
(ア)	地域地区別土地所有別面積	88
(イ)	地域地区別市町別面積	90
3	利用計画	92
(1)	利用施設計画	92
ア	集団施設地区	92
イ	単独施設	104
ウ	道路	116
(ア)	車道	116
(イ)	歩道	122
エ	運輸施設	128
4	参考事項	130
(1)	指定植物	130
(2)	過去の経緯	132
(3)	公園区域及び公園計画の変更	134
ア	公園区域及び保護規制計画	134
イ	利用施設計画	178
(ア)	集団施設地区	178
(イ)	単独施設	180
(ウ)	道路	190
(エ)	運輸施設	210

## 1 基本方針

### (1) 公園計画の変更に係る瀬戸内海国立公園の共通的基本方針

瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸がわが国最初の国立公園の一つとして指定され、その後昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。

公園計画については、当初指定区域に対して昭和13年に保護計画が決定され、これに基づき特別地域の指定が行われたが（地種区分未定）、昭和32年には既決定分も含めて改めて計画策定がなされ、特別地域の地種区分や特別保護地区の指定等が行われた。その後の区域及び保護計画の変更は、ごく部分的なものにとどまっている。

利用計画は、昭和11年及び昭和15年の車道及び埠頭棧橋の計画決定を皮切りに、以後逐次計画の追加、変更が行われ今日に至っている。

この間、本公園をとりまく社会条件は著しく変化し、区域内の景観の質や公園の利用形態に大きな影響を及ぼした。

このため、本公園の全域にわたり公園計画の再検討を行うこととし、作業は、次の基本方針の下に、原則として各県ごとに実施しているところである。

#### ア. 保護計画

保護計画については、自然景観の質の再評価を行うとともに利用上の必要性をも勘案して計画を策定することとするが、本公園の特性に鑑み、農林漁業等第1次産業との調整には十分配慮するものとする。

各地域地区及び特別地域の地種区分の選定は次によるものとする。

- (ア) 特別保護地区としては、本公園区域において稀少となった照葉樹林がまとまって残存し、原生状態をよく保持している地区で、今後とも厳正な保護を図っていく必要のある地区を選定するものとする。
- (イ) 第1種特別地域としては、島しょ、岩礁、海浜等内海景観を構成している地域及び貴重な植生又は特異な地形・地質を有する地域等で自然状態をよく保持し、現在の景観を極力保護することが必要な地域を選定するものとする。
- (ロ) 第2種特別地域としては、内海景観を構成している地域、主要な展望対象地等で比較的自然状態をよく保持している地域あるいは自然環境の優れた良好な展望地とその周辺地域及び海浜での自然とのふれあい等を主とした適正な公園利用を図る必要のある地域を選定するものとする。
- (ハ) 第3種特別地域は上記（ア）～（ウ）及び（オ）以外の地域で本公園の風致景観を総体として維持していくために保護する必要のある地域とし、農林漁業等第1次産業との調整には十分配慮するものとする。
- (ニ) 陸域の普通地域は、原則として地域住民の生活の場である既存の集落地等とする。

#### イ. 利用計画

本公園における利用形態としては、内海景観の展望や歩道を利用した自然及び人文景観の探勝並びに夏季を中心とした海水浴、磯遊び等の海浜での自然とのふれあいがふさわしいものと考えられる。



したがって、利用計画の策定に当たっては、各地域の特性を十分把握してそれぞれの利用上の性格づけを明確にするとともに、次の点に留意しつつ各地域ごとの適切な利用が図られるよう検討するものとする。

(7) 既存の集団施設地区計画については、周辺の自然環境、立地条件及び利用の実態等を踏まえてその必要性を検討し、整理を行う。

また、利用計画に集団施設地区の設定が必要で、かつその要件を満たしうる地域については、集団施設地区としてとりあげるものとする。

(イ) 単独施設の計画については、展望、休憩のための園地及び海水浴場に重点を置くものとする。

なお、舟遊施設については、集団施設地区内に計画する場合も含めて施設が乱立することのないよう最少限かつ適切な配置を検討するものとする。

(ロ) 道路のうち車道については、風致維持及び徒歩利用の観点から現計画の再検討を行うものとする。

なお、歩道については積極的にとりあげるものとし、特に自然探勝を目的とするものに重点を置くものとする。

#### ウ. 具体的事項

本公園に広く存在し、景観や公園利用に影響を及ぼすことの大きい採石地や埋立地の取扱いについては次によるものとする。

(7) 採石地について

原則として現行地域地区を踏襲するが、以下のいずれかの場合は地域地区の変更を行うものとする。

- a. 景観の質的側面から明らかに現行地域地区になじまない場合
- b. 現行の地域地区による規制では対応できず、「特定地域における特定行為」が認定されている地域または別途取扱方針を定めている地域でその内容からみて区域削除又は地域地区を変更することが適当な場合
- c. 区域線の明確化のためにやむを得ない場合

(イ) 埋立地について

a. 自然公園法（以下「法」という。）第14条に基づき承認または認可を受けて行われ国立公園事業用地となっている埋立地の場合は、隣接する区域の地域地区と同種のものとする。

b. 法第17条または第20条に基づく許可を受け又は届出が行われている場合は、原則として陸域普通地域として扱うが、その現況が以下の(a)～(c)までの一つに該当する地域は区域から削除するものとする。

なお、区域線の明確化のためにやむを得ない場合は区域削除又は地域地区の変更を行うものとする。

- (a) 市街化区域に指定されている住宅地等建物が密集している地域
- (b) 第2次産業又は第3次産業に利用されている地域
- (c) 漁港、港湾施設、各種廃棄物処理用地又は資材置き場として利用されている地域

(ロ) 集落地について

原則として現行計画を踏襲するものとするが、以下のいずれかの場合は区域の削

除又は地域地区の変更を行うものとする。

- a. 市街化や集落化が著しいもの
- b. 現行の地域地区による規制では対応できず、「特定地域における特定行為」が認定されている地域又は別途取扱方針を定めている地域で、その内容からみて区域削除又は地域地区を変更することが適当な場合
- c. 区域線の明確化のためにやむを得ない場合

(I)本四連絡橋周辺地域における利用計画の取扱いについて

- a. 工事が完了した地区においては、必要に応じ当該地区の利用形態の現状に適合させるか又は適切な利用形態に誘導するものとする。
- b. 工事中の地区においては、原則として利用計画を追加しないものとする。

(2)香川県地域の公園計画の変更に係る基本方針

香川県地域は、昭和9年に屋島、八栗山、備讃瀬戸の島々、小豆島寒霞溪、五色台周辺の岬、荘内半島先端部等がまず指定され、昭和25年、31年及び43年の区域拡張等により、その他の地域が編入されたものであり、昭和13年に特別地域が指定され、また、昭和26年に利用計画が決定され、その後も追加変更され、現在に至っている。

しかしながら、本地域における社会条件の変化は著しく、特に臨海部の工業地域化、集落の都市化、本四連絡橋の架橋等により景観の質及び利用動態の変化が生じており、現計画では対応しきれない状況となっている。

そこで、このような変化に対応するため、公園計画の再検討を行い、自然環境の適切な保全と利用を促進していこうとするものである。

なお、公園計画の変更に当っては、共通的基本方針を踏まえるとともに、本地域の自然的、社会的特性を考慮して次の基本方針により行った。

ア. 保護計画

- (ア) 島しょ、岩礁等のうち自然状態をよく保持し、内海多島海景観の重要な構成要素となっているものについては適切に保全する。
- (イ) 照葉樹林がまとまって残存し、すぐれた景観を呈する地域については、それらの保護が図られるよう周辺の環境と一体として適切に保全する。
- (ウ) メサ、ピュート等特異な地形、地質を有し、自然状態をよく保持している地域については、これらの保護が図られるよう、周辺の環境と一体として適切に保全する。
- (エ) 内海多島海景観の特徴を有し、主要航路及び主要展望地からの展望の対象となる地域並びに主要な展望地及びその周辺については、適切に保全する。
- (オ) 主要な利用拠点及びその周辺については、良好な公園利用環境の確保のため適正に保全する。

イ. 利用計画

- (ア) 四国沿岸部及び島しょ部の山上並びに瀬戸沿岸の地域において、展望を主体とした利用を図る。
- (イ) 砂浜等の海岸においては、海水浴等を中心とする海に関連した自然とのふれあ

い利用を促進するとともに、滞在型、四季型利用の促進を図る。

(ウ) 主要な利用拠点には博物展示施設、園地、野営場等利用者が自然にふれあうための拠点となる施設の充実を図る。

(エ) 本州四国連絡橋児島・坂出ルート沿線については、架橋との関連に配慮した適切な利用を図る。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の地域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
香 川 県	高松市内 国有林高松営林署 2 5 林班から 2 7 林班の全部並びに 3 8 林班及び 3 9 林班の各一部 (国 427.3)	1,323(1,323.0)
	高松市 生島町, 男木町, 神在川窪町, 亀水町, 中山町, 女木町, 屋島中町, 屋島西町及び屋島東町の各一部 (国 13.6 公 205.1 私 677.0)	
	丸亀市内 国有林高松営林署 4 7 林班の一部 (国 35.0)	878(878.4)
	丸亀市 上真島の全部並びに牛島, 昭和町, 広島町江の浦, 広島町釜の越, 広島町立石, 広島町茂浦, 本島町生ノ浜, 本島町大浦, 本島町笠島, 本島町甲生, 本島町小阪, 本島町泊及び本島町福田の各一部 (私 843.4)	
	坂出市内 国有林高松営林署 4 7 林班の一部 (国 24.0)	1,127(1,126.5)
坂出市 岩黒, 王越町木沢, 王越町乃生, 青海町, 大屋富町, 川津町, 神谷町, 沙弥島, 瀬居町, 高屋町, 西庄町, 櫃石, 府中町及び与島町の各一部 (国 4.5 公 111.1 私 986.9)		
善通寺市 大麻町及び善通寺町の各一部 (国 26.7 私 235.3)	262(262.0)	
観音寺市 有明町, 伊吹町, 室本町, 八幡町一丁目及び八幡町二丁目の各一部 (国 3.6 公 46.9 私 54.5)	105(105.0)	

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
香 川 県	大川郡引田町内 国有林高松営林署5林班の全部並びに1林班及び8林班の各一部 (国 147.7)	287(286.5)
	大川郡引田町 坂元及び引田の各一部 { 公 3.0 私 135.8 }	
	大川郡白鳥町内 国有林高松営林署6林班の一部 (国 56.8)	121(121.0)
	大川郡白鳥町 松原の一部 { 公 17.5 私 46.7 }	
	大川郡大内町 馬篠及び小磯の各一部 (私 7.0)	7(7.0)
	大川郡津田町 字蟹甲及び字琴林の各一部 { 国 10.5 公 0.6 私 2.9 }	14(14.0)
	大川郡志度町 大字小田及び大字鴨庄の各一部 (公 97.5)	98(97.5)
	小豆郡内海町 当浜, 岩谷, 片城, 神懸通, 木庄, 坂手, 橘, 西村, 苗羽, 福田, 安田及び吉田の各一部 { 公 240.1 私 1,348.9 }	1,589(1,589.0)
小豆郡土庄町 字小豆島及び字アワラ島の全部並びに伊喜末, 小江, 大部, 小海, 笠滝, 上庄, 小部, 滝宮, 豊島家浦, 豊島唐櫃, 長浜, 肥土山, 淵崎, 見目及び字余島の各一部 { 公 170.0 私 783.0 }	953(953.0)	
小豆郡池田町 大字蒲野, 大字神浦, 大字中山及び大字室生の各一部 { 国 1.0 公 25.5 私 301.5 }	328(328.0)	

(表1: 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
香 川 県	木田郡牟礼町 大字牟礼の一部      (公 6.7) (私 49.3)	56 (56.0)
	木田郡庵治町内 国有林高松営林署 2 4 林班の全部並びに 2 1 林班及び 2 2 林班の各一部 (国 41.5)  木田郡庵治町 字島々の全部並びに字荒浜, 字鎌野西, 字高尻, 字笹尾, 字篠尾, 字芹谷, 字竹居及び字丸山の各一部 (国 60.0) (公 89.9) (私 100.6)	292 (292.0)
	香川郡直島町 字揚島, 字大福浦, 字尾高島, 字柏島, 字葛島, 字烏島, 字倉浦, 字荒神島, 字琴反地及び字神子持の全部並びに字姫泊, 字京ノ山, 字小向, 字地蔵山, 字高田浦, 字立石, 字積浦, 字姫宮, 字向島 及び字横防の各一部 (公 38.0) (私 356.0)	394 (394.0)
	綾歌郡国分寺町 国分及び新居の各一部 (公 4.2) (私 7.8)	12 (12.0)
	綾歌郡飯山町内 国有林高松営林署 4 7 林班の一部 (国 43.0)  綾歌郡飯山町 東坂元の一部 (私 55.0)	98 (98.0)
	仲多度郡琴平町 字川西の一部 (国 6.5) (公 0.1) (私 173.9)	181 (180.5)
	仲多度郡多度津町 佐柳, 高見及び大字見立の各一部 (公 13.2) (私 391.3)	405 (404.5)

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
香 川 県	三豊郡高瀬町 大字下麻の一部 (私 0.5)	1 (0.5)
	三豊郡詫間町 大字栗島, 大字大浜, 大字横, 大字生里及び大字箱の各一部 { 公 142.0 私 290.5 }	433 (432.5)
	三豊郡仁尾町 大字家の浦及び大字仁尾の各一部 { 公 33.7 私 10.3 }	44 (44.0)
	これらの地域の地先海岸の全部	
合 計		9,008 (9,004.5)

## (ア) 第1種特別地域

次の地域を第1種特別地域とする。

(表2 : 第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
香 川 県	高松市 亀水町の一部 (公 23.0)	23 (23.0)
	丸亀市 上真島の全部並びに昭和町, 広島町江の浦, 本島町笠島 及び本島町福田の各一部 (私 3.0)	3 (3.0)
	坂出市 岩黒, 瀬居町, 櫃石及び与島町の各一部 (私 14.5)	15 (14.5)
	大川郡引田町 引田の一部 (私 2.5)	3 (2.5)
	大川郡白鳥町 松原の一部 (私 1.4)	1 (1.4)
	大川郡大内町 馬篠及び小磯の各一部 (私 7.0)	7 (7.0)
	小豆郡内海町 神懸通, 坂手, 橘, 苗羽及び福田の各一部 (公 23.6) (私 81.8)	105 (105.4)
	小豆郡土庄町 字アワラ島の全部並びに大部, 小海及び小部の各一部 (公 2.0) (私 5.0)	7 (7.0)
	小豆郡池田町 大字室生の一部 (公 0.5)	1 (0.5)



(表2：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
香 川 県	木田郡牟礼町 大字牟礼の一部 (私 4.5)	5 (4.5)
	木田郡庵治町 字島々及び字芹谷の各一部 { 公 9.0 私 5.0 }	14 (14.0)
	香川郡直島町 字島島の全部 (私 1.4)	1 (1.4)
	仲多度郡琴平町 字川西の一部 (私 38.0)	38 (38.0)
	仲多度郡多度津町 高見及び大字見立の各一部 { 公 1.0 私 6.5 }	8 (7.5)
	三豊郡仁尾町 大字仁尾の一部 { 公 24.6 私 0.8 }	25 (25.4)
	これらの地域の地先海岸の全部	
合 計		256 (255.5)

(表3：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
備讃瀬戸東部の島しょ *瀬戸大橋より東部	香川県小豆郡土庄町 字アワラ島の全部並びに大部、小海及び小部の各一部 (小島、大島、中之島、弁天島、小島及びアワラ島の全部)	{ 公 2.0 私 4.5 }
	香川県小豆郡内海町 坂手、橘、苗羽及び福田の各一部 (小島、城ヶ島、小島、風ノ子島、福部島及び弁天島の全部)	{ 公 23.0 私 7.0 }
	香川県小豆郡池田町 大字室生の一部 (弁天島の全部)	(公 0.5)
	香川県香川郡直島町 字烏島の全部 (上烏島、下烏島及び松島の全部)	(私 1.5)
	香川県木田郡庵治町 字島々の一部 (鎧島及び稲毛島の全部)	(公 9.0)
	香川県高松市 亀水町の一部 (大槌島及び小槌島の全部)	(公 23.0)
	香川県坂出市 岩黒、瀬居町、櫃石及び与島町の各一部 (室木島、大裸島、小裸島、歩渡島、鍋島、三つ子島及び小瀬居島の全部)	(私 14.5)
	香川県大川郡大内町 馬篠及び小磯の各一部 (丸亀島、絹島及び女島の全部)	(私 7.0)
	香川県大川郡白鳥町 松原の一部 (一子島及び双子島の全部)	(私 1.5)
	香川県大川郡引田町 引田の一部 (松島、通念島及び毛無島の全部)	(私 2.5)

地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p>備讃瀬戸東部に位置する無人島の小島が散在する内海多島海景観を形成する重要な島しょであり、優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第1種特別地域, 第2種特別地域, 公園区域外</p>	<p>9 6 (96.0)</p> <p>{ 公 57.5 }</p> <p>{ 私 38.5 }</p>

(表3：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
備讃瀬戸西部の島しょ *瀬戸大橋より西部	香川県丸亀市 上真島の全部並びに昭和町、広島町江の浦、本島町笠島及び本島町福田の各一部 (上真島、下真島、弁天島、鳥小島及び羽節岩の全部) (私 3.0)
	香川県仲多度郡多度津町 高見及び大字見立の各一部 (二面島、亀笠島及び岩島の全部) (公 1.0) (私 6.5)
	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の一部 (小蔦島の全部及び大蔦島の一部) (公 24.6) (私 0.8)
寒 霞 溪	香川県小豆郡内海町 神懸通の一部 (公 0.6) (私 74.8)
	香川県小豆郡土庄町 大部の一部 (私 0.5)
五 剣 山	香川県木田郡牟礼町 大字牟礼の一部 (私 4.5)
	香川県木田郡庵治町 字芹谷の一部 (私 5.0)
象 頭 山	香川県仲多度郡琴平町 字川西の一部 (私 38.0)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p>備讃瀬戸西部に位置する無人島の小島が散在する内海多島海景観を形成する重要な島しょであり、優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第1種特別地域</p>	<p>36 (35.9)</p> <p>{ 公 25.6 }</p> <p>{ 私 10.3 }</p>
<p>花崗岩を基盤に、再三の火山活動で噴出した安山岩や堆積による集塊岩などで構成された山地であり、長年にわたる差別浸食によってできた奇岩、絶壁は、表十二景、裏八景を形成し、また、固有種のショウドシマレンギョウ、カンカケイニラや大陸系遺存種のイワシデ林等貴重な植物も見られる等、優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>76 (75.9)</p> <p>{ 公 0.6 }</p> <p>{ 私 75.3 }</p>
<p>陸上・海上からのランドマークとして特異な景観である直立岩峰及び矮生のウバメガシ、イワヒバ群落等貴重な自然植生で構成される、優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>10 (9.5)</p> <p>(私 9.5)</p>
<p>海の神様として名高い金刀比羅宮の社叢で、クスノキ、ツブラジイ、ヤマモモ、カシ類等の照葉樹林は、学術的価値の高い貴重な自然植生により構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>38 (38.0)</p> <p>(私 38.0)</p>
	<p>256</p> <p>(255.5)</p>

(イ) 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
香 川 県	高松市内 国有林高松営林署25林班から27林班までの全部並びに38林班及び 39林班の各一部 (国 413.4)	947(947.0)
	高松市 男木町, 神在川窪町, 亀水町, 中山町, 女木町, 屋島中町, 屋島西町及び屋島東町の各一部 { 国 13.6 公 97.9 私 422.1 }	
	丸亀市内 国有林高松営林署47林班の一部 (国 35.0)	513(513.4)
	丸亀市 広島町立石, 広島町茂浦, 本島町生ノ浜, 本島町大浦, 本島町笠島, 本島町甲生, 本島町小阪, 本島町泊及び 本島町福田の各一部 (私 478.4)	
	坂出市内 国有林高松営林署47林班の一部 (国 24.0)	1,043(1,043.0)
坂出市 王越町木沢, 王越町乃生, 青海町, 大屋富町, 川津町, 神谷町, 沙弥島, 高屋町, 西庄町, 櫃石, 府中町及び 与島町の各一部 { 国 0.8 公 111.1 私 907.1 }		
善通寺市 大麻町及び善通寺町の各一部 { 国 26.7 私 235.3 }	262(262.0)	
有明町, 伊吹町, 室本町, 八幡町一丁目及び八幡町二丁目の各一部 { 国 3.6 公 46.9 私 54.5 }	105(105.0)	

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)	
香 川 県	大川郡引田町内 国有林高松営林署 5 林班の全部並びに 1 林班及び 8 林班の各一部 大川郡引田町 坂元及び引田の各一部	( 国 147.7 ) { 公 3.0 } 私 133.3	284 (284.0)
	大川郡白鳥町内 国有林高松営林署 6 林班の一部 大川郡白鳥町 松原の一部	( 国 56.8 ) { 公 17.5 } 私 45.2	120 (119.5)
	大川郡津田町 字蟹甲及び字琴林の各一部	{ 国 10.5 } 公 0.6 私 2.9	14 (14.0)
	大川郡志度町 大字小田及び大字鴨庄の各一部	( 公 97.5 )	98 (97.5)
	小豆郡内海町 当浜, 岩谷, 片城, 神懸通, 坂手, 橘, 西村, 苗羽, 福田, 安田及び吉田の各一部	{ 公 197.5 } 私 958.5	1,156 (1,156.0)
	小豆郡土庄町 字小豆島の全部並びに小江, 大部, 笠滝, 上庄, 滝宮, 豊島家浦, 豊島唐櫃, 長浜, 肥土山, 淵崎, 見目及び字余島の各一部	{ 公 94.4 } 私 612.6	707 (707.0)
	小豆郡池田町 大字蒲野, 大字神浦及び大字中山の各一部	{ 公 25.0 } 私 160.4	185 (185.4)

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
香 川 県	木田郡牟礼町 大字牟礼の一部  〔 公 6.7 〕 〔 私 44.7 〕	51 (51.4)
	木田郡庵治町内 国有林高松営林署24林班の全部並びに21林班及び22林班の各一部 ( 国 41.5 )  木田郡庵治町 字荒浜，字鎌野西，字高尻，字笹尾，字篠尾，字島々， 字芹谷，字竹居及び字丸山の各一部 〔 国 60.0 〕 〔 公 80.9 〕 〔 私 95.6 〕	278 (278.0)
	香川郡直島町 字揚島，字尾高島，字柏島，字葛島，字倉浦，字荒神島，字琴反地及び 字神子持の全部並びに字姫泊，字京ノ山，字地藏山，字高田浦，字立石， 字積浦，字姫宮及び字横防の各一部 〔 公 38.0 〕 〔 私 294.0 〕	332 (332.0)
	綾歌郡飯山町内 国有林高松営林署47林班の一部 ( 国 43.0 )  綾歌郡飯山町 東坂元の一部 ( 私 55.0 )	98 (98.0)
	仲多度郡琴平町 字川西の一部 〔 国 6.5 〕 〔 公 0.1 〕 〔 私 135.9 〕	143 (142.5)
	仲多度郡多度津町 佐柳及び高見の各一部 〔 公 0.2 〕 〔 私 45.3 〕	46 (45.5)
	三豊郡高瀬町 大字下麻の一部 ( 私 0.5 )	1 ( 0.5 )
	三豊郡詫間町 大字栗島，大字大浜，大字積，大字生里及び大字箱の各一部 〔 公 142.0 〕 〔 私 290.5 〕	433 (432.5)



(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
香 川 県	三豊郡仁尾町 大字家の浦及び大字仁尾の各一部  〔 公 9.1 〕 〔 私 9.4 〕	19 (18.5)
	これらの地域の地先海岸の全部	
合 計		6,835 (6,833.0)

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
備讃瀬戸東部の島しょ *瀬戸大橋より東部	香川県小豆郡土庄町 字小豆島の全部並びに字余島の一部 (大余島, 中余島, 弁天島及び小豆島の全部)	(私 19.5)
	香川県小豆郡土庄町 豊島家浦及び豊島唐櫃の各一部 (豊島の一部)	{ 公 1.5 私 60.5 }
	香川県香川郡直島町 字揚島, 字尾高島, 字柏島, 字葛島, 字倉浦, 字荒神島, 字琴反地及び 字神子持の全部並びに字姫泊, 字京ノ山, 字地藏山, 字高田浦, 字立石, 字積浦, 字姫宮及び字横防の各一部 (尾高島, 柏島, 葛島及び荒神島の全部並びに直島の一部)	{ 公 38.0 私 294.0 }
	香川県高松市 男木町及び女木町の各一部 (男木島及び女木島の各一部)	{ 公 33.1 私 59.9 }
	香川県木田郡庵治町 字島々の一部 (大島, 矢竹島, 弁天島, 兜島及び高島の全部)	{ 国 60.0 公 31.4 私 22.1 }
	香川県坂出市 沙弥島, 櫃石及び与島町の各一部 (羽佐島の全部並びに櫃石島及び沙弥島の各一部)	{ 公 0.5 私 67.5 }
備讃瀬戸西部の島しょ *瀬戸大橋より西部	香川県丸亀市 広島町立石, 広島町茂浦, 本島町生ノ浜, 本島町大浦, 本島町笠島, 本島町甲生, 本島町小阪, 本島町泊及び本島町福田の各一部 (向島及び長島の全部並びに本島及び広島の一部)	(私 478.5)
	香川県仲多度郡多度津町 佐柳及び高見の各一部 (佐柳島及び高見島の各一部)	{ 公 0.2 私 45.3 }
	香川県三豊郡詫間町 大字粟島の一部 (粟島の一部)	{ 公 36.0 私 136.5 }
	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の一部 (大蔦島の一部)	{ 公 9.1 私 1.4 }

地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p>備讃瀬戸東部に位置する男木島，女木島，大島，直島などの大小の島々が散在する内海多島海景観を形成する主要な島しょであり，高松～宇野，高松～小豆島等の主要航路や屋島等の主要展望地からの展望対象として，良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>688(688.0)</p> <p>{ 国 60.0 公 104.5 私 523.5 }</p>
<p>備讃瀬戸西部に位置する本島，広島，高見島，佐柳島，粟島などの大小の島々が散在する内海多島海景観を形成する主要な島しょであり，多度津～福山等の航路や瀬戸大橋，紫雲出山等の主要展望地からの展望対象として，良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第1種特別地域，第2種特別地域，普通地域</p>	<p>707(707.0)</p> <p>{ 公 45.3 私 661.7 }</p>

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
ひうちなだ 燧灘の島しょ	香川県観音寺市 伊吹町の一部 (円上島, 股島及び小股島の全部)	{ 公 12.0 私 3.0 }
小豆島東海岸	香川県小豆郡内海町 当浜, 岩谷, 坂手, 橘, 苗羽, 福田及び吉田の各一部	{ 公 31.3 私 454.2 }
かんかけい 寒霞溪周辺	香川県小豆郡内海町 片城, 神懸通, 福田, 西村及び安田の各一部  香川県小豆郡土庄町 大部, 肥土山及び見目の各一部  香川県小豆郡池田町 大字中山の一部	{ 公 166.2 私 504.3 }  { 公 69.1 私 311.9 }  (公 9.5)
おうとうざん かぶらさき 皇踏山・蕪崎・小入部	香川県小豆郡土庄町 小江(蕪崎), 笠滝, 上庄, 滝宮, 長浜及び淵崎の各一部	{ 公 23.8 私 220.7 }
白 浜 山	香川県小豆郡池田町 大字蒲野及び大字神浦の各一部	{ 公 15.5 私 160.5 }
あじ 庵治半島沿岸	香川県木田郡庵治町内 国有林高松営林署24林班の全部並びに21林班及び22林班の各一部 (国 41.5)  香川県木田郡庵治町 字荒浜, 字鎌野西, 字笹尾, 字篠尾, 字竹居及び字丸山の各一部	{ 公 48.6 私 29.4 }
屋 島	香川県高松市内 国有林高松営林署25林班から27林班までの全部 (国 366.9)  香川県高松市 屋島中町, 屋島西町及び屋島東町の各一部	{ 国 13.6 私 100.0 }

地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p> <small>ひうちなだ</small>  <small>まるがみ</small>            燧灘に浮かぶ円上島、股島、小股島の3島の小島で、クロマツの自然植生に被われ、円上島には球状ノーライト（菊花石）を産し、<small>しうんて</small>紫雲出山、琴弾公園の主要展望地からの点景として、良好な自然景観を呈する地区である。            旧計画：公園区域外         </p>	<p>           15 (15.0)            { 公 12.0 }            私 3.0         </p>
<p>           岬と入り江が連続する変化に富んだ海岸線、南端部の基石山の急峻な地形景観、大角鼻の岬等で構成される海岸で、良好な自然景観を呈する地区である。            旧計画：第2種特別地域         </p>	<p>           486 (485.5)            { 公 31.3 }            私 454.2         </p>
<p>           本公園を代表する景観である第1種特別地域の寒霞渓をとり囲む地域で、差別浸食による奇岩、絶壁、小豆島最高峰の星ヶ城山、美しの原の溶岩台地、<small>せんぼがだけ</small>銚子溪の溪谷美、<small>おやゆびだけ</small>千羽ヶ嶽・拇指嶽の直立岩峰等の良好な自然景観を呈する地区である。            旧計画：第2種特別地域、普通地域、公園区域外         </p>	<p>           1,061 (1,061.0)            { 公 244.8 }            私 816.2         </p>
<p>           小豆島西部のランドマークである溶岩台地で、アカマツ、クロマツにウバメガシ、アラカシ、ヤマモモなどの常緑広葉樹を混生する森林で構成される皇踏山一帯で、良好な自然景観を呈する地区である。また、小豆島西北部の蕪崎は、陸繋島として特異な景観を呈している。            旧計画：第2種特別地域、公園区域外         </p>	<p>           245 (244.5)            { 公 23.8 }            私 220.7         </p>
<p>           小豆島の最南端で、円頂丘の地形を呈し、対岸の四国本土の大串半島とは近接しており、大串半島、五剣山などの展望に優れる等、良好な自然景観を呈する地域である。            旧計画：第2種特別地域         </p>	<p>           176 (176.0)            { 公 15.5 }            私 160.5         </p>
<p>           四国本土最北端の半島で、沖合には、稲毛島、兜島、鎧島、大島などの島々が浮かび、半島と沖合の島々をぬって往来するフェリー航路からの展望対象として、良好な自然景観を呈する地区である。            旧計画：第2種特別地域         </p>	<p>           120 (119.5)            { 国 41.5 }            公 48.6            私 29.4         </p>
<p>           溶岩台地（メサ地形）の典型で、クロマツ、アカマツの針葉樹と相まってウバメガシの純林も見られ、山頂部の台地からは、備讃瀬戸の多島海景観の展望に優れる等、良好な自然景観を呈する地区である。また、四国八十八ヶ所札所巡りの屋島寺、源平合戦の古戦場等人文景観も豊富である。            旧計画：第2種特別地域         </p>	<p>           481 (480.5)            { 国 380.5 }            私 100.0         </p>

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
五 色 台	香川県高松市内 国有林高松営林署38林班及び39林班の各一部	(国 46.5)
	香川県高松市 神在川窪町、亀水町及び中山町の各一部	{ 公 64.8 私 262.2 }
	香川県坂出市 王越町木沢、王越町乃生、青海町、大屋富町、神谷町 及び高屋町の各一部	{ 国 0.8 公 79.4 私 566.7 }
五 剣 山	香川県木田郡牟礼町 大字牟礼の一部	{ 公 6.7 私 44.7 }
	香川県木田郡庵治町 字芹谷及び字高尻の各一部	{ 公 0.9 私 44.1 }
大 串 半 島	香川県大川郡志度町 大字小田及び大字鴨庄の各一部	(公 97.5)
津 田 海 岸	香川県大川郡津田町 字蟹甲及び字琴林の各一部	{ 国 10.5 公 0.6 私 2.9 }
城山・安戸池・ 白鳥海岸	香川県大川郡引田町内 国有林高松営林署5林班の全部並びに8林班の一部	(国 124.9)
	香川県大川郡引田町 引田の一部	{ 公 3.0 私 90.6 }
	香川県大川郡白鳥町内 国有林高松営林署6林班の一部	(国 56.8)
	香川県大川郡白鳥町 松原の一部	{ 公 17.5 私 45.2 }

地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p>花崗岩を基盤に讃岐岩質安山岩，讃岐岩(サヌカイト)が被う大規模な溶岩台地で，黒峰，白峰，紅峰，北峰等の主峰を中心とした主稜線と備讃瀬戸に突き出た乃生岬，大崎ノ鼻，神在鼻等の岬の海岸で構成され，アカマツ林を主として，ツブラジイ，アラカシ，ウバメガシ等の照葉樹林，台地上からの備讃瀬戸の展望も優れる等，良好な自然景観を呈する地区である。また，四国八十八ヶ所札所巡りの白峯寺，崇徳天皇陵等，人文景観も豊富である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域，第3種特別地域，普通地域</p>	<p>1,020(1,020.4)</p> <p>{ 国 47.3 } 公 144.2 私 828.9 }</p>
<p>第1種特別地域の五剣山をとり囲む地域で，山腹の八栗寺境内林のウバメガシ，クロマツ等を中心に，五剣山頂上部と一体となった良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>96(96.4)</p> <p>{ 公 7.6 } 私 88.8 }</p>
<p>標高100m前後の低い丘陵性の半島で，小豆島最南端の三都半島と相対し，小豆島を正面に，瀬戸内海の眺望が東西に大きく開ける展望に優れ，開放的で良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>98(97.5)</p> <p>(公 97.5)</p>
<p>老木木のクロマツの松原と砂浜による白砂青松として，優れた海岸景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>14(14.0)</p> <p>{ 国 10.5 } 公 0.6 私 2.9 }</p>
<p>白鳥松原から鹿浦越，安戸池を経て城山に至る海岸部で，海食崖，海食洞，海食台の海食地形，クロマツ林の松原，ランプロファイヤ岩脈が見られる等，多様で良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>338(338.0)</p> <p>{ 国 181.7 } 公 20.5 私 135.8 }</p>

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
大坂峠・坂元	香川県大川郡引田町内 国有林高松営林署1林班の一部	(国 22.8)
	香川県大川郡引田町 坂元の一部	(私 42.7)
城 山	香川県坂出市 川津町, 西庄町及び府中町の各一部	〔 公 31.2 私 272.8 〕
	香川県綾歌郡飯山町 東坂元の一部	
飯 野 山	香川県丸亀市内 国有林高松営林署47林班の一部	(国 35.0)
	香川県坂出市内 国有林高松営林署47林班の一部	(国 24.0)
	香川県綾歌郡飯山町内 国有林高松営林署47林班の一部	(国 43.0)
紫雲出山・荘内半島 丸山島	香川県三豊郡詫間町 大字大浜, 大字積, 大字生里及び大字箱の各一部	〔 公 106.0 私 154.0 〕
	香川県三豊郡仁尾町 大字家の浦の一部	
大麻山・象頭山 香色山・愛宕山	香川県善通寺市 大麻町及び善通寺町の各一部	〔 国 26.7 私 235.3 〕
	香川県仲多度郡琴平町 字川西の一部	
	香川県仲多度郡高瀬町 大字下麻の一部	(私 0.5)
有明浜	香川県観音寺市 有明町, 室本町, 八幡町一丁目及び八幡町二丁目の各一部	〔 国 3.6 公 34.9 私 51.5 〕



地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p>瀬戸内海側に大きく切り立った地形から、小豆島、淡路島等の展望に優れる、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>66(65.5)</p> <p>{ 国 22.8 私 42.7 }</p>
<p>溶岩台地の独立峰で、台地上からは、瀬戸内海、讃岐平野、阿讃山脈等、360度の展望が開ける等、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>359(359.0)</p> <p>{ 公 31.2 私 327.8 }</p>
<p>孤立丘(ピュート)の典型で、円錐形の端麗な山容から讃岐富士の名で呼ばれる、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>102(102.0)</p> <p>(国 102.0)</p>
<p>備讃瀬戸と燧灘の境に突き出た半島で、沈降性岩石海岸を成し、先端部には、ウバメガシの純林が見られるほか、半島中央部には、溶岩台地の紫雲出山から備讃瀬戸の多島海景観、燧灘等の展望に優れる等、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>268(268.0)</p> <p>{ 公 106.0 私 162.0 }</p>
<p>溶岩台地の典型で、大麻山は、山頂の台地から瀬戸内海、讃岐平野の展望に優れ、象頭山の金刀比羅宮の社叢林を含む山腹から南東の愛宕山の山腹にかけての一带は、ツブラジイ、クスノキ、カシ類等の優れた照葉樹林が見られる等、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>また、香色山は、小規模な孤立丘で、アカマツ、ウバメガシ等の美林に被われた、良好な景観を呈する。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域、普通地域</p>	<p>405(405.0)</p> <p>{ 国 33.2 公 0.1 私 371.7 }</p>
<p>陸繋島の江甫草山から南の琴弾山まで続く有明浜の一带で、砂浜には、ハマネシカズラ、ハマニガナ、ハマゴウ等21種に及ぶ豊富な海浜植物やクロマツの松原が広がり、また、琴弾公園からは燧灘の展望が開ける等、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域</p>	<p>90(90.0)</p> <p>{ 国 3.6 公 34.9 私 51.5 }</p>

(表 5 : 第 2 種特別地域内訳表)

合 計	
-----	--

	6, 8 3 5 (6, 833. 0)
--	-------------------------

(ウ) 第3種特別地域

次の地域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
香 川 県	高松市内 国有林高松営林署38林班及び39林班の各一部	(国 13.9)
	高松市 生島町, 男木町, 亀水町, 中山町及び女木町の各一部	{ 公 84.2 私 254.9 }
	丸亀市 牛島, 広島町江の浦, 広島町釜の越, 広島町立石及び 広島町茂浦の各一部	(私 362.4)
	坂出市 青海町, 神谷町及び与島町の各一部	{ 国 3.7 私 65.3 }
	小豆郡内海町 岩谷, 片城, 神懸通, 木庄, 福田及び安田の各一部	{ 公 19.0 私 308.5 }
	小豆郡土庄町 伊喜末, 小江, 大部, 小部及び肥土山の各一部	{ 公 73.6 私 165.4 }
	小豆郡池田町 大字中山の一部	{ 国 1.0 私 141.0 }
	香川郡直島町 字大福浦の全部並びに字小向及び字向島の各一部	(私 60.5)
	綾歌郡国分寺町 国分及び新居の各一部	{ 公 4.2 私 7.8 }

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区	域	面積 (h a)
香 川 県	仲多度郡多度津町 佐柳及び高見の各一部	( 公 12.0 ) ( 私 338.5 )	351 (350.5)
	これらの地域の地先海岸の全部		
合 計			1,917 (1,916.0)

(表7：第3種特別地域内訳表)

名 称	区	域
備讃瀬戸東部の島しょ *瀬戸大橋より東部	香川県小豆郡土庄町 伊喜末及び小江の各一部 (千振島及び葛島の全部並びに小豊島の一部)	{ 公 0.5 私 88.5 }
	香川県香川郡直島町 字大福浦の全部並びに字小向及び字向島の各一部 (向島の一部)	(私 60.5)
	香川県高松市 男木町及び女木町の各一部 (男木島及び女木島の各一部)	{ 公 48.5 私 153.0 }
	香川県坂出市 与島町の一部 (与島の一部)	(私 29.0)
備讃瀬戸西部の島しょ *瀬戸大橋より西部	香川県丸亀市 牛島, 広島町江の浦, 広島町釜の越, 広島町立石及び 広島町茂浦の各一部 (牛島及び広島島の各一部)	(私 362.5)
	香川県仲多度郡多度津町 佐柳及び高見の各一部 (小島の全部並びに佐柳島及び高見島の各一部)	{ 公 12.0 私 338.5 }
寒霞溪周辺	香川県小豆郡内海町 岩谷, 片城, 神懸通, 木庄, 福田及び安田の各一部	{ 公 19.0 私 308.5 }
	香川県小豆郡土庄町 大部, 小部及び肥土山の各一部	{ 公 73.1 私 76.9 }
	香川県小豆郡池田町 大字中山の一部	{ 国 1.0 私 141.0 }

地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p>備讃瀬戸東部に位置する千振島<sup>ちぶり</sup>、葛島<sup>かづら</sup>、小豊島<sup>おで</sup>、向島、男木島、女木島、与島の大小の島々が散在する内海多島海景観を形成する主要な島しょであり、高松～宇野、高松～小豆島等の主要航路や屋島等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第3種特別地域、普通地域</p>	<p>380(380.0)</p> <p>{ 公 49.0 }</p> <p>{ 私 331.0 }</p>
<p>備讃瀬戸西部に位置する広島、牛島、佐柳島<sup>さなぎ</sup>、高見島、小島の大小の島々が散在する内海多島海景観を形成する主要な島しょであり、多度津～福山等の航路や瀬戸大橋、紫雲出山等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第3種特別地域</p>	<p>713(713.0)</p> <p>{ 公 12.0 }</p> <p>{ 私 701.0 }</p>
<p>寒霞溪の東側に位置する星ヶ城山の南麓一帯並びに寒霞溪に至る主要道路の寒霞溪線道路(車道)(県道寒霞溪公園線、県道土庄神懸線)沿線及び福田寒霞溪線道路(車道)(県道福田港神懸線)沿線の一帯で、クロマツ林、スギ・ヒノキ林、常緑広葉樹林の良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画 : 第2種特別地域、普通地域、公園区域外</p>	<p>620(619.5)</p> <p>{ 国 1.0 }</p> <p>{ 公 92.1 }</p> <p>{ 私 526.4 }</p>

(表7：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
五 色 台	<p>香川県高松市内 国有林高松管林署38林班及び39林班の各一部 (国 13.9)</p> <p>香川県高松市 生島町、亀水町及び中山町の各一部 { 公 35.7 私 101.9 }</p> <p>香川県坂出市 青海町及び神谷町の各一部 { 国 3.7 私 36.3 }</p> <p>香川県綾歌郡国分寺町 国分及び新居の各一部 { 公 4.2 私 7.8 }</p>
合 計	



地 区 の 概 要	面 積 (h a)
<p>五色台紅峰の南斜面一帯及び五色台に至る主要道路の青峰白峰線道路（車道）（県道鴨川停車場五色台線）沿線の青峰を含む一帯で、アカマツ林に常緑広葉樹を混生した良好な森林景観を呈する地区である。</p> <p>旧計画：第3種特別地域，公園区域外</p>	<p>204(203.5)</p> <p>{ 国 17.6 }</p> <p>{ 公 39.9 }</p> <p>{ 私 146.0 }</p>
	<p>1, 917</p> <p>(1, 916.0)</p>

イ 普通地域表

普通地域の区域は次のとおりである。

(表8：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
香 川 県	高松市内 国有林高松営林署38林班及び39林班の各一部 (国 43.1)	910(910.0)
	高松市 生島町, 植松町, 男木町, 亀水町, 中山町, 女木町, 屋島中町及び 屋島東町の各一部 { 公 166.5 } 私 700.4	
	丸亀市 手島町, 広島町市井, 広島町小手島及び本島町尻浜の全部 { 国 2.6 } 並びに牛島, 広島町江の浦, 広島町釜の越, 広島町立石, { 公 3.7 } 広島町茂浦, 本島町生ノ浜, 本島町大浦, 本島町笠島, 私 1,304.2 本島町甲生, 本島町小阪, 本島町泊及び本島町福田の各一部	1,311(1,310.5)
	坂出市 岩黒, 王越町木沢, 王越町乃生, 青海町, 大屋富町, 神谷町, 沙弥島, 瀬居町, 高屋町, 櫃石及び与島町の各一部 { 国 58.7 } 公 2.0 私 1,433.3	1,494(1,494.0)
	善通寺市 善通寺町, 弘田町及び吉原町の各一部 { 国 43.7 } 私 374.8	419(418.5)
	観音寺市 室本町及び八幡町二丁目の各一部 { 公 12.0 } 私 77.5	90(89.5)
	大川郡引田町 引田の一部 { 公 0.7 } 私 17.3	18(18.0)
	大川郡白鳥町 松原の一部 (私 28.5)	29(28.5)

(表8：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)	
香 川 県	小豆郡内海町 当浜, 岩谷, 坂手, 橘, 苗羽, 福田, 安田及び吉田の 各一部	{ 公 124.8 私 1,550.7 }	1,676(1,675.5)
	小豆郡土庄町 伊喜末, 小江, 大部, 小部, 豊島家浦, 豊島唐櫃及び 豊島甲生の各一部	{ 公 239.2 私 1,583.3 }	1,823(1,822.5)
	小豆郡池田町 大字池田及び大字中山の各一部	{ 公 61.8 私 98.2 }	160(160.0)
	木田郡牟礼町 大字大町及び大字牟礼の各一部	{ 公 12.5 私 84.0 }	97(96.5)
	木田郡庵治町内 国有林高松営林署21林班の一部	( 国 15.9)	157(156.5)
	木田郡庵治町 字尼ヶ坂, 字葛原, 字高尻, 字笹尾, 字篠尾, 字新開, 字芹谷及び字丸山 の各一部	{ 公 2.8 私 137.8 }	
	香川郡直島町 字井島, 字牛ヶ首島, 字家島, 字喜兵衛島, 字京ノ上藤島, 字坪の奥, 字局島, 字屏風島及びヤスノ島の全部並びに字姫泊, 字小向, 字地藏山, 字高田浦, 字積浦, 字姫宮, 字向島及び字横防の各一部	{ 公 21.0 私 376.5 }	398(397.5)
	綾歌郡国分寺町 国分の一部	{ 国 45.1 私 12.9 }	58(58.0)

(表 8 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
香 川 県	仲多度郡多度津町 佐柳及び高見の各一部	{ 公 3.1 私 47.9 }	51 (51.0)
	仲多度郡仲南町 大字佐文の一部	(私 2.5)	3 (2.5)
	三豊郡高瀬町 大字上麻, 大字上高瀬及び大字下麻の各一部	{ 国 0.1 公 11.0 私 196.3 }	207 (207.4)
	三豊郡詫間町 大字志々島の全部及び大字栗島の一部	(私 262.4)	262 (262.4)
	香川県の公園区域に属する海岸、島しょ及び岩礁並びに海面の全部 (特別地域に属するものを除く。)		
合 計			9,163 (9,159.0)

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

（表9：地域地区別土地所有別面積総括表）

地域区分		特 別 地					
地 種 区 分		第1種特別地域			第2種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私
香 川 県  合 計	土地所有別面積		84	172	883	969	4983
	地種区分別面積 (比率)	256 (1.4)			6,835 (37.6)		
	地域別面積 (比率)	9,008 (49.5)					

(単位：面積 ha, 比率 %)

域			普通地域 (陸域)			合計 (陸域)		
第3種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
19	193	1,705	209	661	8,293	1,111	1,907	15,153
1,917 (10.5)			9,163 (50.5)			18,171 (100.0)		

## (イ) 地域地区別市町村別面積

(表10：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村		現 行						
		特 別 地 域				普通地域 (陸域)	合 計 (陸域) A	
		第1種	第2種	第3種	小 計			
香 川 県	高 松 市	23	734	510	1,267	969	2,236	
	丸 亀 市	3	378	362	743	1,434	2,177	
	坂 出 市	15	973	127	1,115	1,499	2,614	
	善 通 寺 市		308		308	399	707	
	観 音 寺 市		184		184		184	
	大川郡	引 田 町	3	307		310		310
		白 鳥 町	1	151		152		152
		大 内 町						
		津 田 町		14		14		14
		志 度 町		98		98		98
	小豆郡	内 海 町	19	1,323		1,342	1,898	3,240
		土 庄 町	6	807	174	987	1,790	2,777
		池 田 町	1	185	142	328	160	488
	木田郡	牟 礼 町		58		58	97	155
		庵 治 町	4	323		327	128	455
	香川郡	直 島 町	1	366		367	419	786
	綾歌郡	国分寺町			6	6	58	64
		飯 山 町		98		98		98
	仲多度郡	琴 平 町		211		211		211
		多度津町	8	46	351	405	47	452
		仲 南 町						
	三豊郡	高 瀬 町					208	208
		詫 間 町		390		390	302	692
		仁 尾 町	36	8		44		44
	合 計		120	6,962	1,672	8,754	9,408	18,162

(単位：面積 ha)

変 更				後		増 減 (陸域) B - A
特 別		地 域		普通地域 (陸域)	合 計 (陸域) B	
第1種	第2種	第3種	小 計			
23	947	353	1,323	910	2,233	△ 3
3	513	362	878	1,311	2,189	12
15	1,043	69	1,127	1,494	2,621	7
	262		262	419	681	△ 26
	105		105	90	195	11
3	284		287	18	305	△ 5
1	120		121	29	150	△ 2
7			7		7	7
	14		14		14	0
	98		98		98	0
105	1,156	328	1,589	1,676	3,265	25
7	707	239	953	1,823	2,776	△ 1
1	185	142	328	160	488	0
5	51		56	97	153	△ 2
14	278		292	157	449	△ 6
1	332	61	394	398	792	6
		12	12	58	70	6
	98		98		98	0
38	143		181		181	△ 30
8	46	351	405	51	456	4
				3	3	3
	1		1	207	208	0
	433		433	262	695	3
25	19		44		44	0
256	6,835	1,917	9,008	9,163	18,171	9



### 3 利用計画

#### (1) 利用施設計画

##### ア 集団施設地区

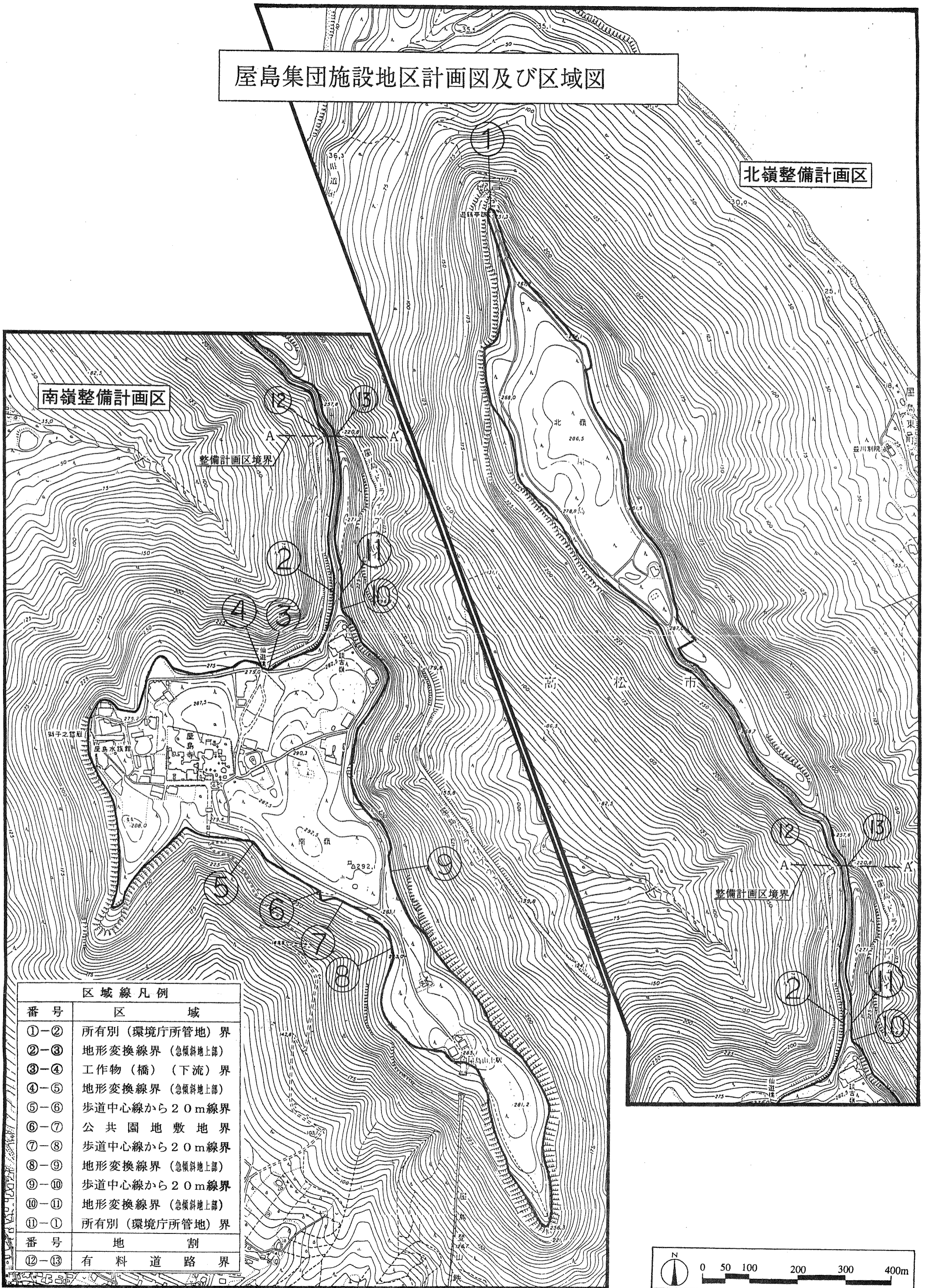
集団施設地区を次のとおりとする。

(表 11 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	屋 島	香川県高松市屋島西町及び屋島東町の各一部	<p>屋島地区の自然探勝及び歴史探訪の中心基地として位置づける。</p> <p>多島海景観の眺望，溶岩台地（メサ地形）平坦部に生育する良好な植生の自然探勝等の自然資源及び四国八十八ヶ所巡りの札所等の歴史資源，さらにアクセスの良い立地条件を活かし，当公園の自然及び文化財にふれあうための拠点として，日帰り利用を重点に置いた施設を計画するものとする。</p>

整備計画及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係									
北嶺整備計画区	<p>瀬戸内海に突き出た溶岩台地（メサ地形）の台地上の北部に位置しており，多島海景観の主要な展望地及び植物等の自然探勝利用拠点となっている。</p> <p>日帰り利用者の自然とのふれあい及び憩いの場として利用を促進するために，園地，歩道等の施設の整備を図る。</p>	13.4	一般計画 昭26. 5. 8決定 区域 昭32.10. 1指定 詳細計画 昭41. 5.18決定									
南嶺整備計画区	<p>瀬戸内海に突き出た溶岩台地（メサ地形）の台地上の南部に位置しており，屋島地区における利用の中心地区であり，主に多島海景観の展望，休憩及び四国八十八ヶ所巡り等の利用拠点として，園地，歩道等の公共施設の整備を図る。</p> <p>休憩所，水族館，駐車場等の既存民間施設については，施設の再整備を促進する。</p> <p>なお，施設の整備に際しては，屋島の溶岩台地（メサ地形）の良好な自然景観を保持するよう，施設の高さに留意する。</p>	30.2										
道路（歩道）	各施設を有機的に連絡する自然探勝及び散策のための歩道を整備する。											
給水施設	地区内への給水施設を整備する。											
面積計		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>公</th> <th>私</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.0</td> <td>0</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">43.6</td> </tr> </tbody> </table>	国	公	私	20.0	0	23.6	43.6			
国	公	私										
20.0	0	23.6										
43.6												

# 屋島集団施設地区計画図及び区域図



北嶺整備計画区

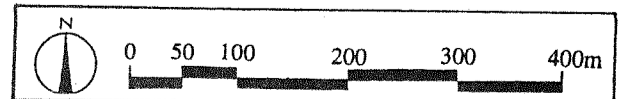
南嶺整備計画区

整備計画区境界

整備計画区境界

## 区域線凡例

番号	区域
①-②	所有別（環境庁所管地）界
②-③	地形変換線界（急傾斜地上部）
③-④	工作物（橋）（下流）界
④-⑤	地形変換線界（急傾斜地上部）
⑤-⑥	歩道中心線から20m線界
⑥-⑦	公園敷地敷地界
⑦-⑧	歩道中心線から20m線界
⑧-⑨	地形変換線界（急傾斜地上部）
⑨-⑩	歩道中心線から20m線界
⑩-⑪	地形変換線界（急傾斜地上部）
⑪-①	所有別（環境庁所管地）界
番号	地割
⑫-⑬	有料道路界



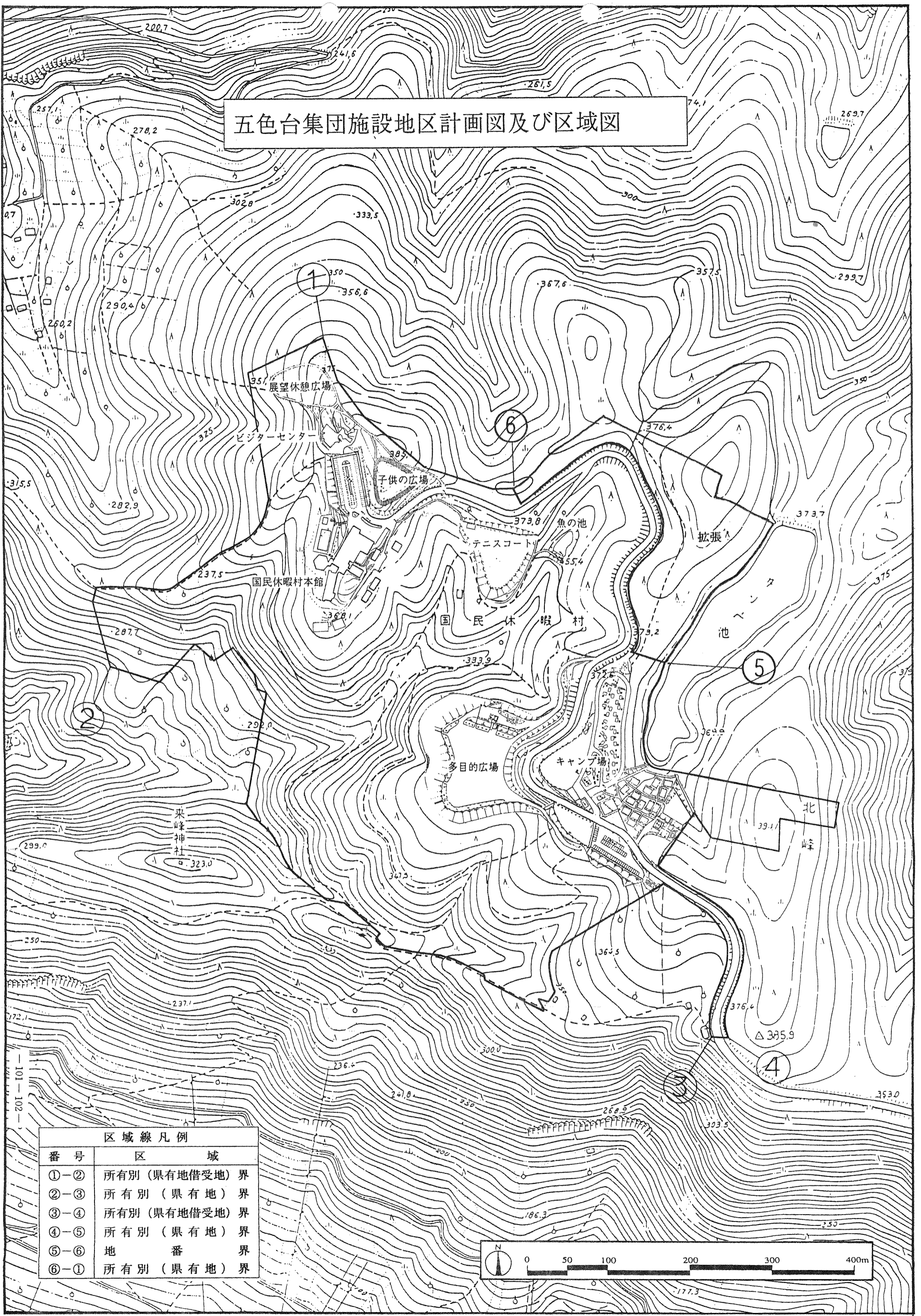
(表11：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
2	五色台	香川県坂出市王越町木沢及び大屋富町の各一部	<p>瀬戸内海国立公園の各利用拠点及び五色台周辺の関連施設と有機的に連携をとりつつ、香川県地域における自然と歴史、文化とのふれあいの中心基地として位置づける。</p> <p>優れた自然環境，多島海景観の展望，アクセスの良い立地条件を活かし，自然学習及び滞在型の利用拠点として施設を計画するものとする。</p>

整備計画及び基礎施設	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係	
五色台整備計画区	<p>溶岩台地（メサ地形）の台地上に位置しているため、多島海景観の眺望地であり、国民休暇村、宿舍、野営場、園地等の利用施設が立地している計画区である。</p> <p>当該地域の自然体験・学習等自然とのふれあい利用の拠点として、これを促進するための滞在型利用空間の形成を積極的に図る。</p> <p>計画区北西部は、多島海景観の眺望を活かして、宿舍を中心として公共駐車場、展望休憩園地、トイレ等快適な利用が図られるよう施設の整備を図る。</p> <p>計画区東部は、良好なタンベ池畔の自然環境を活かして、野営場を中心として、ケビンサイト、オートキャンプサイト、フリーテントサイト等を整備するとともに、水生生物、野鳥等の自然体験・学習に供する場として、歩道、観察舎等を整備する。</p> <p>計画区中央部は、野外レクリエーションの場として、テニスコート、多目的広場を活かした快適な利用の推進を図る。</p> <p>計画区南部は、広葉樹林、竹林等の現況植生を活かし、東部計画区と連携した、自然体験・学習等の場として、歩道、林間園地等を整備する。</p> <p>既設ビジターセンターは、自然ふれあいの利用拠点として、位置、規模、内容等を検討し、必要な再整備を図る。</p>			39.8	一般計画 昭43. 8. 23決定 区域 昭43. 8. 23指定 詳細計画 昭43. 8. 23決定	
道路（歩道）	各施設を有機的に連絡する自然探勝及び散策のための歩道を整備する。					
	面積計			国	公	私
				0	37.1	2.7
				39.8		



# 五色台集団施設地区計画図及び区域図



## 区域線凡例

番号	区域
①-②	所有別 (県有地借受地) 界
②-③	所有別 (県有地) 界
③-④	所有別 (県有地借受地) 界
④-⑤	所有別 (県有地) 界
⑤-⑥	地番界
⑥-①	所有別 (県有地) 界



イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表12：単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	香川県高松市（男木島）
2	野営場	香川県高松市（男木島）
3	園地	香川県高松市（女木島山頂）
4	園地	香川県高松市（女木島）
5	野営場	香川県高松市（女木島）
6	園地	香川県高松市（長崎ノ鼻）
7	園地	香川県高松市及び坂出市（大崎山）
8	博物展示施設	香川県高松市及び坂出市（大崎山）
9	園地	香川県高松市（黒峰）
10	園地	香川県高松市（阿弥陀越野鳥の森）
11	園地	香川県高松市（青峰）
12	園地	香川県高松市（中山）
13	園地	香川県丸亀市（広島はじかみ鼻）

整備方針	旧計画との関連
男木島の海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
男木島の海浜探勝のための基地として野営場を整備する。	新 規
女木島山頂から多島海の展望のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
女木島の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
女木島の海浜探勝のための基地として野営場を整備する。	新 規
長崎ノ鼻の海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
大崎山から多島海の展望及びピクニックのための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示 (位置表示の変更)
五色台を中心とした香川県の自然・人文を紹介・解説・案内する施設として整備する。	昭和47. 3. 9 告示
黒峰から多島海の展望のための園地として整備する。	昭和39. 6. 13 告示
阿弥陀越野鳥の森の野鳥観察等自然とふれあうための園地として整備する。	新 規
青峰から多島海の展望及びピクニックのための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
五色台の休憩・展望のための園地として整備する。	新 規
広島はじかみ鼻の海浜探勝のための園地として整備する。	新 規



(表12：単独施設表)

番号	種類	位置
14	園地	香川県丸亀市（本島遠見山）
15	園地	香川県丸亀市（本島甲生）
16	宿舎	香川県丸亀市（本島泊）
17	園地	香川県坂出市（櫃石島）
18	園地	香川県坂出市（沙弥島）
19	園地	香川県坂出市（白峰）
20	園地	香川県坂出市（城山）
21	ゴルフ場	香川県坂出市（城山）
22	園地	香川県善通寺市（香色山）
23	園地	香川県善通寺市及び三豊郡高瀬町（大麻山）
24	園地	香川県善通寺市、仲多度郡琴平町及び三豊郡高瀬町（象頭山）
25	園地	香川県観音寺市（観音寺松原）
26	園地	香川県大川郡引田町（安戸池）

整 備 方 針	旧計画との関連
本島遠見山から多島海の展望のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示 (位置表示の変更)
本島甲生の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
本島の宿泊拠点として整備する。	昭和39. 5. 15 告示 (位置表示の変更)
櫃石島の海浜探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
沙弥島から多島海の展望及び海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
白峰から多島海の展望のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
城山から多島海・讃岐平野等の展望のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
ゴルフ場として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
香色山の自然探勝のための園地として整備する。	新 規
大麻山から多島海の展望及び探勝のための園地として整備する。	新 規 象頭山集積地区からの振替
象頭山から多島海の展望及び探勝のための園地として整備する。	新 規 象頭山集積地区からの振替
観音寺松原から燧灘の展望及び海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
安戸池の探勝のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示

(表12：単独施設表)

番号	種 類	位 置
27	宿 舎	香川県大川郡引田町（安戸池）
28	野 営 場	香川県大川郡引田町（大池）
29	野 営 場	香川県大川郡引田町（田の浦）
30	園 地	香川県大川郡引田町（城山）
31	園 地	香川県大川郡引田町（碁浦）
32	園 地	香川県大川郡引田町（大坂峠）
33	園 地	香川県大川郡白鳥町（鹿浦越）
34	園 地	香川県大川郡白鳥町（白鳥松原）
35	園 地	香川県大川郡津田町（津田松原）
36	宿 舎	香川県大川郡津田町（津田松原）
37	園 地	香川県大川郡志度町（大串）
38	宿 舎	香川県大川郡志度町（大串）
39	運 動 場	香川県大川郡志度町（大串）

整 備 方 針	旧計画との関連
安戸池地区の宿泊基地として整備する。	昭和32. 10. 23告示
大池の水辺探勝のための基地として野営場を整備する。	新 規
田の浦の海水浴，海浜探勝のための基地として野営場を整備する。	昭和41. 8. 26告示
城山の探勝のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23告示
碁浦の休憩のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23告示
大坂峠から多島海展望のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23告示
鹿浦越のランプロファイヤ岩脈の探勝及び海浜の展望のための園地として整備する。	新 規
白鳥松原の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
津田松原の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	昭和41. 8. 26告示
津田松原地区の宿泊基地として整備する。	昭和36. 12. 11告示
大串から小豆島等多島海展望のための園地として整備する。	新 規
大串半島の探勝，多島海展望のための基地として宿舎を整備する。	新 規
大串の野外でのテニス等の運動場として整備する。	新 規

(表12: 単独施設表)

番号	種 類	位 置
40	園 地	香川県小豆郡内海町 (寒霞溪)
41	園 地	香川県小豆郡内海町, 土庄町及び池田町 (四方指)
42	園 地	香川県小豆郡内海町 (星ヶ城)
43	園 地	香川県小豆郡内海町 (安田太陽の丘)
44	園 地	香川県小豆郡内海町 (紅雲亭)
45	園 地	香川県小豆郡内海町 (大角)
46	園 地	香川県小豆郡土庄町 (銚子溪)
47	園 地	香川県小豆郡土庄町 (蛙子池)
48	園 地	香川県小豆郡土庄町 (皇踏山)
49	園 地	香川県小豆郡土庄町 (豊島檀山)
50	園 地	香川県小豆郡土庄町 (豊島神子浜)
51	園 地	香川県小豆郡土庄町 (余島)
52	園 地	香川県小豆郡池田町 (釈迦ヶ鼻)

整備方針	旧計画との関連
寒霞溪の探勝及び展望・休憩のための中心的な園地として整備する。	新規 寒霞溪集積施設地区からの振替
寒霞溪の探勝及び展望・休憩のための園地として整備する。	新規 寒霞溪集積施設地区からの振替
星ヶ城の探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
安田太陽の丘から瀬戸内海東部の展望のための園地として整備する。	新規
寒霞溪の探勝のための園地として整備する。	新規 寒霞溪集積施設地区からの振替
大角から風ノ子島等海岸展望のための園地として整備する。	新規
銚子溪の探勝のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
蛙子池の探勝のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
皇踏山の探勝のための園地として整備する。	昭和32. 10. 23 告示
豊島檀山の探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示 (位置表示の変更)
豊島神子浜の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新規
大余島, 中余島の探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
釈迦ヶ鼻から多島海及び四国本土展望のための園地として整備する。	新規

(表12：単独施設表)

番号	種類	位置
53	園地	香川県木田郡牟礼町及び庵治町（五剣山）
54	園地	香川県木田郡庵治町（御殿山）
55	園地	香川県木田郡庵治町（船隠）
56	園地	香川県香川郡直島町（向島）
57	園地	香川県香川郡直島町（琴反地）
58	宿舎	香川県香川郡直島町（琴反地）
59	野営場	香川県香川郡直島町（琴反地）
60	園地	香川県仲多度郡多度津町（高見島）
61	園地	香川県三豊郡詫間町（粟島阿島山）
62	園地	香川県三豊郡詫間町（粟島中新田）
63	野営場	香川県三豊郡詫間町（粟島）
64	園地	香川県三豊郡詫間町（粟島城山）
65	園地	香川県三豊郡詫間町（三崎）

整備方針	旧計画との関連
五剣山の探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
御殿山の探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
船隠の探勝のための園地として整備する。	新 規
向島の探勝のための園地として整備する。	新 規
琴反地の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
直島の宿泊基地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
琴反地の海水浴・海浜探勝のための拠点として野営場を整備する。	昭和26. 5. 8 告示
高見島から多島海の展望のための園地として整備する。	新 規
粟島阿島山の探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示 (位置表示の変更)
粟島中新田の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
粟島中新田の海水浴、海浜探勝のための拠点として野営場を整備する。	昭和26. 5. 8 告示
粟島城山から多島海の展望のための園地として整備する。	新 規
三崎の探勝のための園地として整備する。	昭和26. 5. 8 告示



(表12：単独施設表)

番号	種類	位置
66	園地	香川県三豊郡詫間町（紫雲出山）
67	園地	香川県三豊郡仁尾町（蔦島）
68	野営場	香川県三豊郡仁尾町（蔦島）

整 備 方 針	旧計画との関連
紫雲出山から多島海、燧灘展望及び探勝のための園地として整備する。	昭和32.10.23告示
薦島の探勝のための園地として整備する。	昭和32.10.23告示
薦島の探勝のための拠点として野営場を整備する。	新 規

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表13：道路(車道)表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	乃生岬大崎鼻線	起点－香川県高松市(亀水・国立公園境界) 終点－香川県坂出市(北山・国立公園境界) 起点－香川県坂出市(西脇・国立公園境界) 終点－香川県坂出市(新地・国立公園境界)	大崎ノ鼻 乃生岬
2	青峰白峰線	起点－香川県高松市(中山町・国立公園境界) 終点－香川県坂出市(高屋町・国立公園境界)	青峰 白峰
3	屋島周回線	起点－香川県高松市(屋島西町・国立公園境界) 終点－香川県高松市(屋島東町・国立公園境界)	長崎ノ鼻
4	五色台スカイライン線	起点－香川県高松市(中山・車道分岐点) 終点－香川県坂出市(北山・車道合流点)	黒峰 大崎山
5	広島周回線	起点－香川県丸亀市(江の浦) 終点－香川県丸亀市(江の浦)	白石 はじかみ鼻 茂浦
6	本島周回線	起点－香川県丸亀市(本島泊) 終点－香川県丸亀市(本島泊)	笠島, 屋釜, 福田 カブラサキ鼻
7	五色台スカイライン分岐線	起点－香川県坂出市(阿弥陀越・車道分岐点) 終点－香川県坂出市(五色台集団施設地区)	北峰 五色台集団施設地区
8	城山線	起点－香川県坂出市(醍醐・国立公園境界) 終点－香川県坂出市(奥・国立公園境界)	城山
9	引田大坂峠線	起点－香川県大川郡引田町(坂元・国立公園境界) 終点－香川県大川郡引田町(県境・大坂峠)	大坂峠

整備方針	旧計画との関係
乃生岬及び大崎鼻の五色台北海岸線を探勝する道路として整備する。	昭和32.10.23告示 (乃生岬大崎鼻回遊線)
高松市及び坂出市方面から五色台に至る道路として整備する。	昭和32.10.23告示 (青峰白峰線)
屋島の海岸線を周回する探勝道路として整備する。	昭和15.1.11告示の変更 (屋島周回線)
五色台の主稜線沿線を探勝する道路として整備する。	新 規 昭和38.5.7告示 (一般自動車道からの振替)
広島海岸線を探勝する道路として整備する。	新 規
本島の海岸線を探勝する道路として整備する。	昭和15.1.11告示の変更 (本島線)
五色台集団施設地区に至る道路として整備する。	昭和41.12.14告示
城山園地に至る道路として整備する。	昭和32.10.23告示
大坂峠園地に至る道路として整備する。	昭和32.10.23告示

(表13: 道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
10	安戸池線	起点-香川県大川郡白鳥町(小松原・国立公園境界) 終点-香川県大川郡引田町(安戸・国立公園境界)	鹿浦越 安戸池
11	小豆島東海岸線	起点-香川県小豆郡内海町(土庄・内海町境界線) 終点-香川県小豆郡内海町(吉田・国立公園境界) 起点-香川県小豆郡内海町(吉田・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町(福田・国立公園境界) 起点-香川県小豆郡内海町(福田・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町(当浜・国立公園境界) 起点-香川県小豆郡内海町(当浜・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町(岩谷・国立公園境界) 起点-香川県小豆郡内海町(岩谷・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町(橘・国立公園境界) 起点-香川県小豆郡内海町(橘・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町(橘峠)	藤崎 当浜 南風台
12	福田寒霞溪線	起点-香川県小豆郡内海町(福田・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町(星ヶ城山東・車道合流点)	平間
13	星ヶ城線	起点-香川県小豆郡内海町(星ヶ城山北・車道分岐点) 終点-香川県小豆郡内海町(星ヶ城山)	
14	紅雲亭線	起点-香川県小豆郡内海町(猪谷・車道分岐点) 終点-香川県小豆郡内海町(紅雲亭)	
15	大部寒霞溪線	起点-香川県小豆郡土庄町(大部・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡土庄町(大部・車道合流点)	

整 備 方 針	旧計画との関係
白鳥松原方面から安戸池間の海岸の探勝道路として整備する。	昭和34. 12. 12告示
小豆島の東海岸線を探勝する道路として整備する。	昭和32. 10. 23告示の変更 (安田小部線)
福田港方面から寒霞溪に至る道路として整備する。	新 規
寒霞溪方面から星ヶ城園地に至る道路として整備する。	新 規
寒霞溪ロープウェイ乗り場の紅雲亭に至る道路として整備する。	昭和15. 1. 11告示の変更 (草壁紅雲亭線)
大部港方面から寒霞溪に至る道路として整備する。	昭和32. 10. 23告示の変更 (淵崎大部線)

(表13:道路(車道)表)

番号	路線名	区 域	主要経過地
16	寒霞溪線	起点-香川県小豆郡土庄町(肥土山・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町(上村・国立公園境界)	銚子溪 四方指 寒霞溪山頂 安田太陽の丘 猪谷
17	直島線	起点-香川県香川郡直島町(本村・国立公園境界) 終点-香川県香川郡直島町(宮ノ浦・国立公園境界)	琴反地
18	愛宕山線	起点-香川県仲多度郡琴平町(川西・国立公園境界) 終点-香川県仲多度郡琴平町(愛宕山)	
19	紫雲出山線	起点-香川県三豊郡詫間町(大浜・国立公園境界) 終点-香川県三豊郡詫間町(紫雲出山)	

整備方針	旧計画との関連
寒霞溪に至る主要利用道路として整備する。	昭和15. 1. 11告示の変更 (草壁紅雲亭線) 昭和26. 5. 8告示の変更 (寒霞溪線) 昭和32. 10. 23告示の変更 (淵崎大部線) 昭和43. 11. 1告示の変更 (猪谷池三笠山線)
直島港から琴反地を経て宮ノ浦に至る道路を整備する。	昭和15. 1. 11告示の変更 (直島琴反地線)
県立琴平公園に至る道路として整備する。	昭和32. 10. 23告示の変更 (象頭山線)
紫雲出山に至る道路として整備する。	昭和36. 4. 4告示



(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表14：道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	長崎屋島北嶺線	起点－香川県高松市(長崎ノ鼻) 終点－香川県高松市(屋島北嶺)	
2	壇ノ浦屋島線	起点－香川県高松市(壇ノ浦・国立公園境界) 終点－香川県高松市(屋島)	
3	東瀧元屋島線	起点－香川県高松市(東瀧元・国立公園境界) 終点－香川県高松市(屋島)	
4	大崎山線	起点－香川県高松市(阿弥陀越野鳥の森・歩道分岐点) 終点－香川県坂出市(大崎山・車道合流点)	黒峰
5	阿弥陀越野鳥の森乃生岬線	起点－香川県高松市(阿弥陀越野鳥の森・歩道分岐点) 終点－香川県坂出市(乃生岬)	北峰 前山
6	乃生白峯寺線	起点－香川県坂出市(水落・国立公園境界) 終点－香川県坂出市(北山・国立公園境界) 起点－香川県坂出市(知口・国立公園境界) 終点－香川県坂出市(松山・歩道合流点)	北山
7	象頭山線	起点－香川県善通寺市(伏見・国立公園境界) 終点－香川県仲多度郡琴平町(金刀比羅宮奥の院) 起点－香川県善通寺市(古城・国立公園境界) 終点－香川県善通寺市(象頭山園地)	大麻山 象頭山
8	城山線	起点－香川県大川郡引田町(田ノ浦野営場) 終点－香川県大川郡引田町(城山・国立公園境界)	城山

整備方針	旧計画との関係
長崎ノ鼻から屋島山上に至る探勝歩道として整備する。	昭和26. 5. 8 告示
四国八十八ヶ所巡り札所の屋島寺に至る旧遍路道を整備する。	昭和26. 5. 8 告示
四国八十八ヶ所巡り札所の屋島寺に至る旧遍路道を整備する。	昭和26. 5. 8 告示
阿弥陀越野鳥の森から大崎山に至る探勝歩道として整備する。	昭和26. 5. 8 告示の変更 昭和32. 10. 23 告示の変更 (大崎山線)
阿弥陀越野鳥の森から乃生岬に至る探勝道路として整備する。	昭和56. 7. 11 告示の変更 (青峰乃生線)
王越町から白峯寺に至る五色台の自然と歴史を探勝する歩道として整備する。	新 規
象頭山及び大麻山の探勝歩道として整備する。	昭和32. 10. 23 告示の変更 (象頭山線)
城山の探勝歩道として整備する。	新 規

(表14: 道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
9	与治山線	起点-香川県大川郡白鳥町(小松原・国立公園境界) 終点-香川県大川郡白鳥町(小松原・車道合流点)	与治山
10	四国自然歩道線	起点-香川県大川郡引田町(坂元・国立公園境界) 終点-香川県大川郡引田町(県境・大坂峠) 起点-香川県仲多度郡琴平町(牛屋口・国立公園境界) 終点-香川県仲多度郡琴平町(谷川・国立公園境界) 起点-香川県三豊郡詫間町(波止艾・国立公園境界) 終点-香川県三豊郡詫間町(生里・国立公園境界) 起点-香川県三豊郡詫間町(箱・国立公園境界) 終点-香川県三豊郡詫間町(仁老浜・国立公園境界) 起点-香川県三豊郡詫間町(仁老浜・国立公園境界) 終点-香川県三豊郡詫間町(三崎) 終点-香川県三豊郡詫間町(室・国立公園境界) 起点-香川県三豊郡詫間町(糸ノ越・国立公園境界) 終点-香川県三豊郡詫間町(箱・国立公園境界) 起点-香川県綾歌郡国分寺町(一本松・国立公園境界) 終点-香川県坂出市(向・国立公園境界) 終点-香川県高松市(桑崎・国立公園境界) 起点-香川県高松市(桑崎・国立公園境界) 終点-香川県高松市(桑崎・国立公園境界)	琴平 紫雲出山 荘内半島 (三崎) 白峯寺 根来寺
11	星ヶ城山線	起点-香川県小豆郡内海町(寒霞溪) 終点-香川県小豆郡内海町(星ヶ城山)	三笠山
12	表神懸線	起点-香川県小豆郡内海町(神懸山山頂) 終点-香川県小豆郡内海町(紅雲亭)	
13	裏神懸線	起点-香川県小豆郡内海町(神懸山山頂) 終点-香川県小豆郡内海町(猪谷・車道合流点)	
14	皇踏山線	起点-香川県小豆郡土庄町(小馬越・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡土庄町(皇踏山)	

整備方針	旧計画との関連
与治山に至る探勝歩道として整備する。	新規
四国自然歩道として整備する。	昭和56. 7. 11告示の変更 (四国自然歩道線)
神懸山山頂から三笠山を経て星ヶ城山に至る探勝歩道として整備する。	昭和26. 5. 8告示の変更 (星ヶ城線)
寒霞溪表十二景の探勝歩道として整備する。	昭和26. 5. 8告示の変更 (忠六谷線)
寒霞溪裏八景の探勝歩道として整備する。	昭和26. 5. 8告示の変更 (寒霞溪線)
皇踏山園地に至る歩道として整備する。	新規

(表14: 道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
15	檀山線	起点-香川県小豆郡土庄町(豊島家浦・国立公園境界) 終点-香川県小豆郡土庄町(豊島唐櫃・国立公園境界)	
16	五剣山線	起点-香川県木田郡牟礼町(落合・国立公園境界) 終点-香川県木田郡牟礼町(八栗寺)	
17	飯野山線	起点-香川県綾歌郡飯山町(東坂元・国立公園境界) 終点-香川県綾歌郡飯山町(飯野山山頂)	
18	粟島線	起点-香川県三豊郡詫間町(粟島潟) 終点-香川県三豊郡詫間町(粟島城の辻)	

整 備 方 針	旧計画との関係
檀山に至る探勝歩道として整備する。	昭和26. 5. 8 告示の変更 (家浦浜檀山線)
五剣山に至る歩道として整備する。	昭和26. 5. 8 告示の変更 (五剣山線)
飯野山への登山道として整備する。	新 規
粟島城山に至る探勝歩道として整備する。	昭和26. 5. 8 告示の変更 (粟島城山線)

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表15：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地
1	屋島山上線	一般自動車道	起点－香川県高松市（屋島中町・国立公園境界） 終点－香川県高松市（屋島集団施設地区）	
2	屋島鋼索鉄道	鉄道運送施設	起点－香川県高松市（屋島中町） 終点－香川県高松市（屋島集団施設地区）	
3	寒霞溪索道	索道運送施設	起点－香川県小豆郡内海町（紅雲亭） 終点－香川県小豆郡内海町（寒霞溪山頂）	
4	五剣山鋼索鉄道	鉄道運送施設	起点－香川県木田郡牟礼町（落合） 終点－香川県木田郡牟礼町（五剣山）	

整 備 方 針	旧計画との関係
屋島山上に至る自動車道として整備する。	昭和34.10.26告示
屋島山上に至る鋼索鉄道（ケーブルカー）として整備する。	昭和35.10.13告示
寒霞溪の自然探勝のための索道（ロープウェイ）として整備する。	昭和35.10.13告示
五剣山に至る鋼索鉄道（ケーブルカー）として整備する。	昭和39.8.20告示



4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域内において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ
マ ツ バ ラ ン	マツバラ
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ	マンネンズギ
イ ワ ヒ バ	イワヒバ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ
イ ノ モ ト ソ ウ	エダウチホングウシダ
シ ノ ブ	シノブ, タマシダ
オ シ ダ	ウラボシノコギリシダ, オオクジャクシダ
チャ セ ン シ ダ	アオガネシダ
ウ ラ ボ シ	イワヤナギシダ, ヤノネシダ, オシャグジデンダ, イワオモダカ
シ シ ラ ン	タキミシダ, シシラン
ク ワ	カカツガユ
ヤ ド リ ギ	オオバヤドリギ
ナ デ シ コ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キ ン ボ ウ ゲ	ミスミソウ (スハマソウ, ケスハマソウを含む。), タカネハンショウヅル, トリガタハンショウヅル, シロバナハンショウヅル, オキナグサ, ヤマシヤクヤク
メ ギ	バイカイカリソウ, イカリソウ
ウ マ ノ ス ズ ク サ	ミヤコアオイ, サンヨウアオイ, ナンカイアオイ, ヒメカンアオイ
ヤ ッ コ ソ ウ	ヤッコソウ
モ ウ セ ン ゴ ケ	イシモチソウ, モウセンゴケ, コモウセンゴケ
ケ シ	シマエンゴサク
ベ ン ケ イ ソ ウ	ウンゼンマンネングサ, ミセバヤ, セトウチマンネングサ
ユ キ ノ シ タ	チャルメルソウ, シラヒゲソウ, ウメバチソウ, ジンジソウ
バ ラ	イワキンバイ, テリハキンバイ, コテリハキンバイ, シロヤマブキ, ミツバイワガサ (イワガサ, タンゴイワガサ), ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ), イブキシモツケ
マ メ	ナルトオオギ
ハ マ ビ シ	ハマビシ
ト ウ ダ イ ゲ サ	イワタイゲキ
ヒ メ ハ ギ	カキノハグサ (ナガバナノカキノハグサを含む。), ヒナノカンザシ
ア オ イ	ハマボウ
ジ ン チ ョ ウ ゲ	コショウノキ
グ ミ	ナツアサドリ
イ ワ ウ メ	イワカガミ (コイワカガミ, オオイワカガミを含む。)
イ チ ヤ ク ソ ウ	ウメガサソウ, ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ), ギンリョウソウ, マルバノイチャクソウ, ジンヨウイチャクソウ
ツ ツ ジ	ウスギヨウラク, イワナシ, トサノミツバツツジ, サツキ (サツキツツジ), レンゲツツジ (キレンゲを含む。), ヒカゲツツジ, ツクシヤクナゲ (ホンシャクナ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
	ゲ, オキシラクナゲを含む。), カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジをむ。), サイコクミツバツツジ, シロヤシオ (ゴヨウツツジ), コバノミツバツツジ, ダイセンミツバツツジ, サラサドウダン, シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ, センブリ, イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ, サツマイナモリ, イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ, イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ, キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ, コタヌキモ, ヒメタヌキモ, ノタヌキモ, ホザキノミミカキグサ, イヌタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク, チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ, キキョウ
キク	ソナレノギク, シュンジュギク (シンジュギク, アサマギク), ウラギク (ハマシオン), キバナノジギク, マアザミ (キセルアザミ, ツクデマアザミ), コケセンボンギク, オタカラコウ, ハンカイソウ, オオニガナ, サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ, ステゴビル, シライトソウ, キキョウラン, カタクリ, ショウジョウバカマ, シロバナショウジョウバカマ, ハマカンゾウ, セトウチギボウシ, ササユリ, コオニユリ, アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ, ヒオオギアヤメ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ, ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ, オタルスゲ, サギスゲ, ミカズキグサ
ラン	ヒナラン, イワチドリ, シラン, マメヅタラン (マメラン), ムギラン, エビネ, キエビネ, ギンラン, キンラン, サイハイラン, シュンラン (ホクロ), マヤラン (サガミラン), セッコク, カキラン, ツチアケビ, オニノヤガラ, ミヤマウズラ, シュスラン, サギソウ, ミズトンボ, ムカゴソウ, ジガバチソウ, クモキリソウ, コ克蘭, ヒメフタバラン, フウラン, ヨウラクラン, ウチョウラン, コケイラン, ジンバイソウ, ツレサギソウ, ヤマサギソウ, オオバノトンボソウ, コバノトンボソウ, トキソウ, ヤマトキソウ, ベニカヤラン (マツラン), カヤラン, クモラン, ヒトツボクロ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域の指定

- 昭和 9年 3月16日 指定（寒霞溪，塩飽諸島，屋島，備讃瀬戸等）
- 昭和25年 5月18日 区域拡張（寒霞溪周辺，五色台，紫雲出山，象頭山等）
- 昭和31年 5月 1日 区域拡張（有明浜，津田松原，銚子溪等）
- 昭和43年 8月23日 区域拡張（五色台）

イ 保護計画の決定

- 昭和13年12月17日 特別地域の指定，制限緩和地区の決定
- 昭和32年10月23日 特別地域の追加指定，保護詳細計画の決定
- 昭和43年 8月23日 特別地域の変更（五色台）

ウ 利用計画の決定

- 昭和15年 1月11日 道路計画決定（寒霞溪，五色台，屋島，本島等）  
埠頭棧橋計画決定（高松市，坂出市，丸亀市等）
- 昭和26年 5月 8日 屋島集団施設地区，寒霞溪集団施設地区の一般計画決定
- 昭和32年10月 1日 屋島集団施設地区の地区指定
- 昭和32年10月23日 象頭山集団施設地区の一般計画決定
- 昭和41年 5月18日 屋島集団施設地区の詳細計画決定
- 昭和43年 8月23日 五色台集団施設地区の一般計画・地区指定・詳細計画決定

(3) 公園区域及び公園計画の変更

ア 公園区域及び保護規制計画

公園区域及び保護規制計画の変更は次のとおりである。

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
(公園区域の変更)		
1	外 ↓(拡張) 第2種特別地域	香川県観音寺市 伊吹町の一部 (円上島の全部) [公 9.0]
2	外 ↓(拡張) 第2種特別地域	香川県観音寺市 伊吹町の一部 (股島の全部) [公 2.0] [私 3.0]
3	外 ↓(拡張) 第2種特別地域	香川県観音寺市 伊吹町の一部 (小股島の全部) [公 1.0]
4	外 ↓(拡張) 第1種特別地域	香川県大川郡大内町 小磯の一部 (丸亀島の全部) [私 2.5]
5	外 ↓(拡張) 第1種特別地域	香川県大川郡大内町 馬篠の一部 (絹島の全部) [私 1.0]
6	外 ↓(拡張) 第1種特別地域	香川県大川郡大内町 小磯の一部 (女島の全部) [私 3.5]
7	外 ↓(拡張) 第2種特別地域	香川県小豆郡内海町 橘の一部 (千羽ヶ嶽・拇指嶽周辺) [私 40.0]
8	外 ↓(拡張) 第2種特別地域 第3種特別地域	香川県小豆郡内海町 片城及び神懸通の各一部 (寒霞溪線道路(車道)沿線) [私 22.0]

変 更 理 由	面 積 (h a)
良好な島しょ景観及び球状ノーライト（菊花石）を有する円上島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	9 (9.0) [公 9.0]
良好な島しょ景観及びクロマツ林等の自然植生を有する股島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	5 (5.0) [公 2.0 私 3.0]
良好な島しょ景観及びクロマツ林等の自然植生を有する小股島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	1 (1.0) [公 1.0]
優れた島しょ景観及び洞穴、柱状節理を有する丸亀島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	3 (2.5) [私 2.5]
優れた島しょ景観及び洞穴、柱状節理を有する絹島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	1 (1.0) [私 1.0]
優れた島しょ景観を有する女島の風致の維持を図るため、区域を拡張し、丸亀島、絹島と一体として特別地域とする。	4 (3.5) [私 3.5]
安山岩の風化による高さ150mの直立岩峰で特異な奇岩景観及び良好な照葉樹の自然植生を有する千羽ヶ嶽・拇指嶽の頂上部周辺の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	40 (40.0) [私 40.0]
寒霞溪に至る寒霞溪線道路（車道）（県道寒霞溪公園線）沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	22 (22.0) [私 22.0] 外→2 1.0 外→3 21.0

(表16: 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
9	外 ↓(拡張) 第2種特別地域	香川県小豆郡土庄町 小江の一部 (蕪崎) [公 0.8] [私 1.7]
10	外 ↓(拡張) 第3種特別地域	香川県小豆郡土庄町 肥土山の一部 (寒霞溪線道路(車道)沿線) [公 1.6] [私 2.4]
11	外 ↓(拡張) 第3種特別地域	香川県綾歌郡国分寺町 国分及び新居の各一部 (青峰白峰線道路(車道)沿線) [公 1.1] [私 5.4]
12	外 ↓(拡張) 普通地域	香川県仲多度郡仲南町 大字佐文の一部 (象頭山) [私 2.5]
13	第2種特別地域 ↓(削除) 外	香川県高松市 神在川窪町の一部 [私 4.0]
14	第2種特別地域 ↓(削除) 外	香川県高松市 屋島西町の一部 [私 1.5]
15	第2種特別地域 ↓(削除) 外	香川県高松市 高松町の一部 [私 1.0]
16	第2種特別地域 ↓(削除) 外	香川県坂出市 与島町の一部 (二面島) [私 0.5]

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸繋島として特異な景観を有する蕪崎の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	3 (2.5) 〔公 0.8〕 〔私 1.7〕
寒霞溪に至る寒霞溪線道路(車道)(県道土庄神懸線)沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	4 (4.0) 〔公 1.6〕 〔私 2.4〕
五色台に至る青峰白峰線道路(車道)(県道鴨川停車場五色台線)沿線の風致の維持を図るため、区域を拡張し、特別地域とする。	7 (6.5) 〔公 1.1〕 〔私 5.4〕
金刀比羅宮の社叢林と一体である象頭山南麓の風景の維持を図るため、区域を拡張する。	3 (2.5) 〔私 2.5〕
神在鼻東側は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 4 (4.0) 〔私 4.0〕
屋島西町の中筋地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 (1.5) 〔私 1.5〕
屋島神社参道の一部は、市街化している地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔私 1.0〕
坂出市の二面島は、瀬戸大橋の橋脚として海没した地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (0.5) 〔私 0.5〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
17	普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 沙弥島の一部 〔公 8.5〕
18	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県善通寺市 大麻町の一部 〔国 3.4〕 〔私 21.1〕
19	普通地域 ↓ (削除) 外	香川県善通寺市 善通寺町の一部 〔公 0.4〕 〔私 0.6〕
20	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県観音寺市 室本町の一部 〔私 2.0〕
21	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県観音寺市 八幡町一丁目の一部 〔私 2.5〕
22	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡引田町 引田の一部 〔私 1.5〕
23	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡引田町 坂元の一部 〔公 0.1〕 〔私 2.9〕
24	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡白鳥町 松原の一部 〔公 2.0〕 〔私 2.0〕
25	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 橘の一部 〔私 1.0〕



変 更 理 由	面 積 (h a)
沙弥島の塩田跡地は、準工業地帯となっている地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 9 (8.5) 〔公 8.5〕
岡地区は、住宅化が著しく、また農地として利用されている地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 5 (24.5) 〔 国 3.4 〕 〔 私 21.1 〕
香色山の山麓は、用途地域となっており、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔 公 0.4 〕 〔 私 0.6 〕
室本町は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 (2.0) 〔私 2.0〕
八幡町は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 3 (2.5) 〔私 2.5〕
大安戸地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 2 (1.5) 〔私 1.5〕
坂元地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 3 (3.0) 〔 公 0.1 〕 〔 私 2.9 〕
松原地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 4 (4.0) 〔 公 2.0 〕 〔 私 2.0 〕
橘地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われているため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔私 1.0〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
26	普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 木庄の一部 〔私 28.0〕
27	普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 吉田の一部 〔私 8.0〕
28	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 字王子前の一部 〔公 1.0〕
29	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 湊崎の一部 〔公 0.4〕 〔私 6.6〕
30	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡牟礼町 大字牟礼の一部 〔私 1.5〕
31	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡庵治町 字荒浜の一部 〔私 3.5〕
32	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡庵治町 字荒浜の一部 〔私 2.5〕
33	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県仲多度郡琴平町 字川西の一部 〔私 11.5〕
34	第2種特別地域 ↓ (削除) 外	香川県仲多度郡琴平町 字川西の一部 〔国 1.0〕 〔私 17.5〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
木庄地区は、利用導線の変更に伴い、公園として保護する意義が失われたため、区域から削除する。	△ 2 8 (28.0) 〔私 28.0〕
吉田地区は、宅地化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 8 (8.0) 〔私 8.0〕
王子前は、国道敷地となっており、公園として保護する意義が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔公 1.0〕
小入部地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 7 (7.0) 〔公 0.4〕 〔私 6.6〕
八栗山登山道沿線は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (1.5) 〔私 1.5〕
王の下地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 (3.5) 〔私 3.5〕
江の浜地区は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (2.5) 〔私 2.5〕
金刀比羅宮の境内地であり、多くの施設が建ち並んでいるため、公園区域の明確化に伴い、区域から削除する。	△ 1 2 (11.5) 〔私 11.5〕
愛宕山周辺は、住宅化が著しい地区であり、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 9 (18.5) 〔国 1.0〕 〔私 17.5〕

(表16: 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
35	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 朝日町五丁目及び朝日町六丁目の地先 旧海面の一部 〔私154.0〕
36	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 朝日新町の地先 旧海面の一部 〔私 39.3〕
37	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 玉藻町の地先 旧海面の一部 〔私 1.8〕
38	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 浜ノ町の地先 旧海面の一部 〔私 42.2〕
39	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 瀬戸内町及び新北町の地先 旧海面の一部 〔私 21.2〕
40	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 郷東町の地先 旧海面の一部 〔公 3.8〕 〔私 9.0〕
41	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 香西本町の地先 旧海面の一部 〔私 23.6〕
42	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 神在川窪町の地先 旧海面の一部 〔私 2.0〕
43	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 生島町の地先 旧海面の一部 〔私 17.9〕
44	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県高松市 亀水町の地先 旧海面の一部 〔公 6.5〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△154 (154.0) 〔私 154.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△39 (39.3) 〔私 39.3〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△2 (1.8) 〔私 1.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△42 (42.2) 〔私 42.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△21 (21.2) 〔私 21.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△13 (12.8) 〔公 3.8〕 〔私 9.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△24 (23.6) 〔私 23.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△2 (2.0) 〔私 2.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△18 (17.9) 〔私 17.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△7 (6.5) 〔公 6.5〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
45	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県丸亀市 土器町北一丁目及び土器町北二丁目の地先 旧海面の一部 〔私 3.9〕
46	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県丸亀市 富士見町三丁目、富士見町四丁目及び富士見町五丁目の地先 旧海面の一部 〔公 11.0〕 〔私 17.7〕
47	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県丸亀市 蓬莱町の地先 旧海面の一部 〔公 4.0〕 〔私 83.4〕
48	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県丸亀市 昭和町の地先 旧海面の一部 〔公 9.0〕 〔私 93.7〕
49	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県丸亀市 広島町青木の地先 旧海面の一部 〔私 6.6〕
50	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県丸亀市 広島町甲路の地先 旧海面の一部 〔私 7.6〕
51	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 王越町木沢の地先 旧海面の一部 〔私 1.9〕
52	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 大屋富町の地先 旧海面の一部 〔公 1.9〕 〔私 15.9〕
53	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 林田町の地先 旧海面の一部 〔公 4.3〕 〔私 16.3〕
54	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 昭和町二丁目の地先 旧海面の一部 〔公 0.7〕 〔私 22.0〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 (3.9) 〔私 3.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 9 (28.7) 〔公 11.0〕 〔私 17.7〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 8 7 (87.4) 〔公 4.0〕 〔私 83.4〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 0 3 (102.7) 〔公 9.0〕 〔私 93.7〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 7 (6.6) 〔私 6.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 8 (7.6) 〔私 7.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (1.9) 〔私 1.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 8 (17.8) 〔公 1.9〕 〔私 15.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 1 (20.6) 〔公 4.3〕 〔私 16.3〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 3 (22.7) 〔公 0.7〕 〔私 22.0〕

(表 1 6 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
55	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 入船町の地先 旧海面の一部 〔私 6.6〕
56	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 築港町の地先 旧海面の一部 〔公 1.1〕 〔私 5.1〕
57	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 沖の浜の地先 旧海面の一部 〔私 15.2〕
58	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 番の州緑町, 番の州町及び川崎町の地先 旧海面の一部 〔私 552.3〕
59	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 与島町の地先 旧海面の一部 〔公 1.7〕
60	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県坂出市 与島町の地先 旧海面の一部 (小与島) 〔公 2.3〕
61	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県観音寺市 室本町の地先 旧海面の一部 (室本港) 〔私 9.6〕
62	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県観音寺市 伊吹町の地先 旧海面の一部 (伊吹島) 〔公 1.0〕
63	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡引田町 引田の地先 旧海面の一部 (引田港, 引田漁港) 〔公 4.8〕
64	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡引田町 南野の地先 旧海面の一部 (相生漁港) 〔公 0.6〕



変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 (6.2) 〔私 6.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 (6.2) 〔公 1.1〕 〔私 5.1〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 5 (15.2) 〔私 15.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 5 5 2 (552.3) 〔私 552.3〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (1.7) 〔公 1.7〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (2.3) 〔公 2.3〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 0 (9.6) 〔私 9.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔公 1.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 5 (4.8) 〔公 4.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.6) 〔公 0.6〕

(表 1 6 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
65	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡大内町 小磯の地先 旧海面の一部 (小磯漁港) 〔公 0.4〕 〔私 0.4〕
66	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡大内町 三本松の地先 旧海面の一部 (三本松港) 〔公 0.7〕 〔私 10.6〕
67	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡津田町 字江泊の地先 旧海面の一部 (江泊漁港) 〔公 0.9〕
68	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡津田町 字一本松の地先 旧海面の一部 (脇元漁港) 〔公 0.9〕
69	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡津田町 字流田の地先 旧海面の一部 (津田港) 〔公 1.3〕
70	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡志度町 大字鴨庄の地先 旧海面の一部 (新開漁港, 白方漁港, 泊漁港等) 〔公 2.0〕 〔私 7.8〕
71	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡志度町 大字志度の地先 旧海面の一部 (志度港) 〔公 7.0〕 〔私 56.5〕
72	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県大川郡志度町 大字小田の地先 旧海面の一部 (小田浦漁港, 小田漁港) 〔公 2.0〕 〔私 1.0〕
73	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 草壁本町の地先 旧海面の一部 (内海港) 〔私 3.6〕
74	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 片城及び安田の地先 旧海面の一部 〔私 5.5〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.8) 〔公 0.4〕 〔私 0.4〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 1 (11.3) 〔公 0.7〕 〔私 10.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.9) 〔公 0.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.9) 〔公 0.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.3) 〔公 1.3〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 0 (9.8) 〔公 2.0〕 〔私 7.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 4 (63.5) 〔公 7.0〕 〔私 56.5〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (3.0) 〔公 2.0〕 〔私 1.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 (3.6) 〔私 3.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 (5.5) 〔私 5.5〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
75	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 安田の地先 旧海面の一部 〔私 0.2〕
76	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 苗羽の地先 旧海面の一部 〔公 4.9〕 〔私 5.1〕
77	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 坂手の地先 旧海面の一部 (坂手港) 〔私 7.5〕
78	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 田浦の地先 旧海面の一部 (田浦漁港) 〔私 0.4〕
79	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 橘の地先 旧海面の一部 (橘漁港) 〔公 1.0〕
80	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 当浜の地先 旧海面の一部 (当浜漁港) 〔私 0.2〕
81	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡内海町 福田の地先 旧海面の一部 (福田漁港) 〔公 2.1〕 〔私 0.6〕
82	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 大部の地先 旧海面の一部 (大部港) 〔公 1.6〕 〔私 2.0〕
83	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 小海の地先 旧海面の一部 (北浦港, 小海漁港) 〔公 0.4〕 〔私 1.8〕
84	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 伊喜末の地先 旧海面の一部 (四海漁港) 〔公 2.0〕 〔私 1.2〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 0 (0.2) 〔私 0.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 0 (10.0) 〔公 4.9〕 〔私 5.1〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 8 (7.5) 〔私 7.5〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 0 (0.4) 〔私 0.4〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔公 1.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 0 (0.2) 〔私 0.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (2.7) 〔公 2.1〕 〔私 0.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 (3.6) 〔公 1.6〕 〔私 2.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (2.2) 〔公 0.4〕 〔私 1.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (3.2) 〔公 2.0〕 〔私 1.2〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
85	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 淵崎の地先 旧海面の一部 (土庄港) [私 4.2]
86	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 淵崎, 字大木戸沖及び字吉ヶ浦の地先 旧海面の一部 (土庄港) [公 1.1] [私 8.2]
87	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 字大廻り池, 字半の池及び字堀切の地先 旧海面の一部 (土庄東港) [公 0.1] [私 9.0]
88	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 字王子前の地先 旧海面の一部 (王子前漁港) [公 5.1]
89	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡土庄町 豊島家浦の地先 旧海面の一部 (家浦港) [公 0.7]
90	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡池田町 大字池田の地先 旧海面の一部 (池田港) [私 8.6]
91	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡池田町 大字室生の地先 旧海面の一部 (室生北港) [私 3.4]
92	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡池田町 大字神浦の地先 旧海面の一部 (三都港) [私 1.8]
93	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県小豆郡池田町 大字蒲野の地先 旧海面の一部 (谷尻漁港) [私 0.9]
94	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡牟礼町 大字牟礼の地先 旧海面の一部 (久通港) [私 3.1]

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 (4.2) 〔私 4.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 9 (9.3) 〔公 1.1〕 〔私 8.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 9 (9.1) 〔公 0.1〕 〔私 9.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 5 (5.1) 〔公 5.1〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.7) 〔公 0.7〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 9 (8.6) 〔私 8.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (3.4) 〔私 3.4〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (1.8) 〔私 1.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.9) 〔私 0.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (3.1) 〔私 3.1〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
95	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡牟礼町 大字大町の地先 旧海面の一部 (牟礼港) [公 1.2] [私 7.7]
96	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡牟礼町 大字原の地先 旧海面の一部 (房前漁港) [私 1.0]
97	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡牟礼町 大字原の地先 旧海面の一部 [私 1.4]
98	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡庵治町 字丸山の地先 旧海面の一部 [私 39.9]
99	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡庵治町 字新開の地先 旧海面の一部 (庵治港) [公 2.0] [私 8.8]
100	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡庵治町 字才田の地先 旧海面の一部 (庵治港) [公 2.0] [私 7.6]
101	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡庵治町 字谷及び字浜の地先 旧海面の一部 (庵治漁港) [私 2.0]
102	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県木田郡庵治町 字荒浜の地先 旧海面の一部 [私 5.9]
103	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県香川郡直島町 字八日山の地先 旧海面の一部 (直島港) [私 1.0]
104	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県香川郡直島町 字重石, 字納言及び字ヘキの地先 旧海面の一部 (直島港) [私 13.5]



変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 9 (9.0) 〔公 1.2〕 〔私 7.7〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔私 1.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.4) 〔私 1.4〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 0 (39.9) 〔私 39.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 1 (10.8) 〔公 2.0〕 〔私 8.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 0 (9.6) 〔公 2.0〕 〔私 7.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (2.0) 〔私 2.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 (5.9) 〔私 5.9〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.0) 〔私 1.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 4 (13.5) 〔私 13.5〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
105	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県香川郡直島町 字能見及び字宮ノ浦の地先 旧海面の一部 (宮ノ浦港) 〔公 1.0〕 〔私 0.6〕
106	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県香川郡直島町 字鶴石の地先 旧海面の一部 〔私 0.5〕
107	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県綾歌郡宇多津町 字吉田の地先 旧海面の一部 〔私 67.2〕
108	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県綾歌郡宇多津町 字平山の地先 旧海面の一部 〔私 24.4〕
109	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県綾歌郡宇多津町 浜の地先 旧海面の一部 〔公 1.0〕 〔私 14.7〕
110	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県仲多度郡多度津町 堀江三丁目及び堀江五丁目の地先 旧海面の一部 〔私 24.0〕
111	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県仲多度郡多度津町 東港町の地先 旧海面の一部 (多度津港) 〔私 61.5〕
112	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県仲多度郡多度津町 東浜の地先 旧海面の一部 (多度津港) 〔私 6.8〕
113	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県仲多度郡多度津町 西港町の地先 旧海面の一部 (多度津港) 〔公 9.6〕 〔私 110.0〕
114	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県仲多度郡多度津町 大字西白方の地先 旧海面の一部 (白方漁港) 〔公 1.0〕 〔私 2.2〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (1.6) 〔公 1.0〕 〔私 0.6〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.5) 〔私 0.5〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 7 (67.2) 〔私 67.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 4 (24.4) 〔私 24.4〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 6 (15.7) 〔公 1.0〕 〔私 14.7〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 4 (24.0) 〔私 24.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 2 (61.5) 〔私 61.5〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 7 (6.8) 〔私 6.8〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 2 0 (119.6) 〔公 9.6〕 〔私 110.0〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (3.2) 〔公 1.0〕 〔私 2.2〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
115	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字松崎の地先 旧海面の一部 (詫間港) [私 49.0]
116	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部 (詫間港) [公 2.0] [私 42.3]
117	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部 (詫間港) [私 45.4]
118	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字大浜の地先 旧海面の一部 (大浜漁港) [私 3.7]
119	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字生里の地先 旧海面の一部 (生里漁港) [私 2.2]
120	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字箱の地先 旧海面の一部 (箱浦港) [私 0.7]
121	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字香田の地先 旧海面の一部 [私 0.6]
122	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部 [私 1.2]
123	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部 [私 0.5]
124	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡詫間町 大字詫間の地先 旧海面の一部 [私 6.0]

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 9 (49.0) [私 49.0]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 4 (44.3) 公 2.0 私 42.3
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 5 (45.4) [私 45.4]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 4 (3.7) [私 3.7]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 2 (2.2) [私 2.2]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.7) [私 0.7]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.6) [私 0.6]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (1.2) [私 1.2]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 1 (0.5) [私 0.5]
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 (6.0) [私 6.0]

(表 16 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
125	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の地先 旧海面の一部 〔私 3.3〕
126	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の地先 旧海面の一部 〔私 3.2〕
127	海域普通地域 ↓ (削除) 外	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の地先 旧海面の一部 〔私 6.4〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (3.3) 〔私 3.3〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 3 (3.2) 〔私 3.2〕
陸域公園区域外の地先海域が埋め立てられて陸地化したもので、公園としての資質が失われたため、区域から削除する。	△ 6 (6.4) 〔私 6.4〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
(地域地区の変更)		
128	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	香川県小豆郡内海町 神懸通の一部 〔公 0.6〕 〔私 74.9〕 香川県小豆郡土庄町 大部の一部 〔私 0.5〕 (寒霞溪)
129	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	香川県小豆郡内海町 坂手の一部 〔公 11.0〕 (風ノ子島)
130	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	香川県木田郡牟礼町 大字牟礼の一部 〔私 4.5〕 香川県木田郡庵治町 字芹谷の一部 〔私 5.0〕 (五剣山)
131	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	香川県木田郡庵治町 字島々の一部 〔公 5.0〕 (鑑島)
132	第2種特別地域 ↓ 第1種特別地域	香川県仲多度郡琴平町 字川西の一部 〔私 38.0〕 (象頭山)
133	第3種特別地域 ↓ 第2種特別地域	香川県高松市 亀水町及び中山町の各一部 〔国 7.2〕 〔公 13.0〕 〔私 110.8〕 香川県坂出市 王越町木沢及び青海町の各一部 〔私 58.0〕 (五色台スカイライン沿線)



変 更 理 由	番 号 (h a)
<p>長年にわたる差別侵食によってできた奇岩，絶壁をなす優れた渓谷の景観及び固有種や大陸系遺存種の植物も有する寒霞溪の風致の維持を図るため。</p>	<p>7 6 (76.0)          { 公 0.6          私 75.4 }</p>
<p>陸繋島として特異で優れた景観を有する風ノ子島の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 1 (11.0)          [ 公 11.0 ]</p>
<p>陸上・海上からのランドマークとして特異な景観である直立岩峰，矮生ウバメガシ林及びイワヒバ等の岩崖植物等の貴重な自然植生を有する五剣山の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 0 (9.5)          [ 私 9.5 ]</p>
<p>高松～小豆島の主要連絡航路及び屋島北嶺，御殿山等の利用拠点からの展望対象であり，優れた島しょ景観を有する鎧島の風致の維持を図るため。</p>	<p>5 (5.0)          [ 公 5.0 ]</p>
<p>金刀比羅宮の社叢で，クスノキ，ツブラジイ，ヤマモモ，カシ類等照葉樹林の優れた自然植生を有する象頭山の風致の維持を図るため。</p>	<p>3 8 (38.0)          [ 私 38.0 ]</p>
<p>五色台の主要利用拠点を結ぶ五色台スカイライン道路（車道）沿線及び五色台主稜線の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 8 9 (189.0)          { 国 7.2          公 13.0          私 168.8 }</p>

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
134	普通地域 ↓ 第2種特別地域  及び 第3種特別地域 ↓ 第2種特別地域	香川県高松市 亀水町の一部 (黒峰・阿弥陀越野鳥の森)          〔私 90.5〕
135	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県丸亀市 本島町笠島及び本島町泊の各一部 (本島)          〔私 38.0〕
136	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県丸亀市 広島町茂浦の一部 (広島)          〔私 98.0〕
137	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県坂出市 王越町乃生及び大屋富町の各一部 (五色台集団施設地区周辺)          〔公 12.0〕
138	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県善通寺市 善通寺町の一部 (香色山)          〔私 16.5〕
139	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県小豆郡内海町 橘の一部 (千羽ヶ嶽・拇指嶽)          〔私 16.5〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
<p>五色台スカイライン線道路（車道）沿線に位置し，展望及び野鳥の森としての利用地である黒峰周辺の風致の維持を図るため。</p>	<p>9 1 (90.5) 〔私 90.5〕</p> <p>3→2 (黒峰) 26.5 普→2 (野鳥の森) 64.0</p>
<p>展望園地の利用地及び瀬戸大橋からの展望対象である本島の遠見山一帯の風致の維持を図るため。</p>	<p>3 8 (38.0) 〔私 38.0〕</p>
<p>ウバメガシ等の良好な森林を有する広島北東部のはじかみ鼻・芦浦一帯及び広島周回線道路（車道）沿線の風致の維持を図るため。</p>	<p>9 8 (98.0) 〔私 98.0〕</p>
<p>利用拠点である五色台集団施設地区周辺の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 2 (12.0) 〔公 12.0〕</p>
<p>弘法大師ゆかりの名刹善通寺の裏山で，ウバメガシ等の良好な森林及び石仏，経塚群等，自然と歴史に親しむ利用地である香色山の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 7 (16.5) 〔私 16.5〕</p>
<p>安山岩の風化による高さ150mの直立岩峰で特異な奇岩景観及び良好な照葉樹の自然植生を有する千羽ヶ嶽・拇指嶽の風致の維持を図るため。</p>	<p>1 7 (16.5) 〔私 16.5〕</p>

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
140	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県小豆郡土庄町 大部の一部 (寒霞溪線道路(車道)沿線) [公 1.0]
141	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県三豊郡高瀬町 大字下麻の一部 (大麻山) [私 0.5]
142	普通地域 ↓ 第2種特別地域	香川県三豊郡詫間町 大字粟島の一部 (粟島) [私 42.5]
143	普通地域 ↓ 第3種特別地域	香川県小豆郡内海町 片城、木庄及び安田の各一部 (寒霞溪線道路(車道)沿線) [公 2.8] [私 64.2]
144	普通地域 ↓ 第3種特別地域	香川県小豆郡内海町 片城及び安田の各一部 (星ヶ城山南麓) [私 119.5]
145	普通地域 ↓ 第3種特別地域  及び 第2種特別地域 ↓ 第3種特別地域	香川県小豆郡内海町 福田及び安田の各一部 (県道福田港神懸線) [公 2.7] [私 90.3]

変 更 理 由	面 積 (h a)
寒霞溪に至る寒霞溪線道路（車道）（県道土庄神懸線）沿線の風致の維持を図るため。	1 (1.0) 〔公 1.0〕
大麻山園地の利用地として、風致の維持を図るため。	1 (0.5) 〔私 0.5〕
紫雲出山からの主要な展望対象であり、良好な島しょ景観を有する粟島の風致の維持を図るため。	4 3 (42.5) 〔私 42.5〕
寒霞溪に至る寒霞溪線道路（車道）（県道寒霞溪公園線）沿線の風致の維持を図るため。	6 7 (67.0) 〔公 2.8〕 〔私 64.2〕
寒霞溪と一体となる星ヶ城山南麓の風致の維持を図るため。	1 1 2 (119.5) 〔私 119.5〕
寒霞溪に至る福田寒霞溪線道路（車道）（県道福田港神懸線）沿線の風致の維持を図るため。	9 3 (93.0) 〔公 2.7〕 〔私 90.3〕  普→3 85.5 2→3 7.5

(表 1 6 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
146	普通地域 ↓ 第3種特別地域	香川県小豆郡土庄町 大部及び小部の各一部 (寒霞溪線道路(車道)沿線) [公 22.5]
147	普通地域 ↓ 第3種特別地域	香川県小豆郡土庄町 小江の一部 (千振島) [公 0.4] [私 5.1]
148	普通地域 ↓ 第3種特別地域	香川県小豆郡土庄町 伊喜末の一部 (葛島) [公 0.1] [私 33.4]
149	普通地域 ↓ 第3種特別地域	香川県香川郡直島町 字大福浦の全部並びに字小向及び字向島の各一部 (向島) [私 60.5]

変 更 理 由	面 積 (h a)
寒霞溪に至る寒霞溪線道路(車道)(県道寒霞溪公園線)沿線の風致の維持を図るため。	2 3 (22.5) 〔公 22.5〕
岡山～土庄, 宇野～土庄, 高松～土庄の利用航路からの展望対象であり, 良好な島しょ景観を有する千振島の風致の維持を図るため。	6 (5.5) 〔公 0.4 私 5.1〕
岡山～土庄, 宇野～土庄, 高松～土庄の利用航路からの展望対象であり, 良好な島しょ景観を有する葛島の風致の維持を図るため。	3 4 (33.5) 〔公 0.1 私 33.4〕
直島～宇野, 小豆島～宇野の利用航路からの展望対象であり, 直島諸島の中でも良好な植生を有する向島の風致の維持を図るため。	6 1 (60.5) 〔私 60.5〕

(表 1 6 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
150	第1種特別地域 ↓ 第2種特別地域	香川県三豊郡仁尾町 大字仁尾の一部  〔公 9.1〕 〔私 1.4〕
151	第2種特別地域 ↓ 第3種特別地域  及び 第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県小豆郡内海町 神懸通及び福田の各一部     〔公 17.8〕 〔私 42.2〕
152	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県高松市 屋島中町の一部    〔私 1.5〕
153	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県善通寺市 善通寺町の一部    〔私 37.5〕
154	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県観音寺市 室本町及び八幡町二丁目の各一部    〔公 12.0〕 〔私 77.5〕
155	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県大川郡引田町 引田の一部    〔公 0.7〕 〔私 17.3〕
156	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県大川郡白鳥町 松原の一部    〔私 27.5〕



変 更 理 由	面 積 (h a)
大蔦島の海水浴，自然探勝などの利用地として適切な風致の維持を図るため。	1 1 (10.5) 〔公 9.1〕 〔私 1.4〕
寒霞溪線道路（車道）（県道寒霞溪公園線）の北側に位置し，森林施業地であり，道路沿線を主に風致の維持を図るため。	6 0 (60.0) 〔公 17.8〕 〔私 42.2〕  2→3 27.0 2→普 33.0
屋島南麓の鋼索鉄道乗り場周辺に位置し，市街化した区域であるが，公園利用地の普通地域として風景の維持を図るため。	2 (1.5) 〔私 1.5〕
大麻山北麓に位置し，大麻山への歩道計画の廃止に伴い，周辺の普通地域と一体的に風景の維持を図るため。	3 8 (37.5) 〔私 37.5〕
室本町新田地区で，宅地及び農地として利用されている区域であるが，有明浜の背後地として風景の維持を図るため。	9 0 (89.5) 〔公 12.0〕 〔私 77.5〕
中山地区で，農地として利用されている区域であり，特別地域としての資質は失われているが，普通地域として風景の維持を図るため。	1 8 (18.0) 〔公 0.7〕 〔私 17.3〕
小松原地区で，農地として利用されている区域であり，特別地域としての資質は失われているが，普通地域として風景の維持を図るため。	2 8 (27.5) 〔私 27.5〕

(表16 : 区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
157	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県小豆郡内海町 福田の一部 〔公 2.9〕 〔私 66.6〕
158	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県小豆郡土庄町 小部の一部 〔公 0.6〕 〔私 94.4〕
159	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県木田郡庵治町 字新開及び字丸山の各一部 〔私 26.0〕
160	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県木田郡庵治町 字笹尾の一部 〔私 2.5〕
161	第2種特別地域 ↓ 普通地域	香川県香川郡直島町 字地蔵山及び字横防の各一部 〔私 33.5〕

変 更 理 由	面 積 (h a)
<p>星ヶ城山の北麓に位置し、星ヶ城山への歩道計画の廃止に伴い、周辺の普通地域と一体として風景の維持を図るため。</p>	<p>7 0 (69.5)          [ 公 2.9 ]          [ 私 66.6 ]</p>
<p>灘山地区で、採石場として利用されている区域であり、特別地域としての資質を失っているが、周辺の普通地域と一体として風景の維持を図るため。</p>	<p>9 5 (95.0)          [ 公 0.6 ]          [ 私 94.4 ]</p>
<p>船隠地区で、宅地化している区域であり、特別地域としての資質を失っているが、普通地域として風景の維持を図るため。</p>	<p>2 6 (26.0)          [ 私 26.0 ]</p>
<p>笹尾地区で、別荘地化している区域であり、特別地域としての資質を失っているが、普通地域として風景の維持を図るため。</p>	<p>3 (2.5)          [ 私 2.5 ]</p>
<p>宮ノ浦横坊地区で、宅地化している区域であり、特別地域としての資質を失っているが、普通地域として風景の維持を図るため。</p>	<p>3 4 (33.5)          [ 私 33.5 ]</p>

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
(海域普通地域の陸域普通地域化)		
162	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県高松市 男木町の地先 旧海面の一部(男木島) [私 1.0]
163	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県高松市 女木町の地先 旧海面の一部(女木島) [私 1.0]
164	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県高松市 屋島東町の地先 旧海面の一部 [公 1.0] [私 0.5]
165	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県丸亀市 本島町笠島, 本島町小阪及び本島泊の地先 旧海面の一部(本島) [私 4.0]
166	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県丸亀市 広島町江の浦及び広島町釜の越の地先 旧海面の一部(広島) [私 5.0]
167	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県丸亀市 手島町の地先 旧海面の一部(手島) [私 1.0]
168	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県丸亀市 広島町小手島の地先 旧海面の一部(小手島) [私 2.5]
169	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県坂出市 櫃石の地先 旧海面の一部(櫃石島) [私 8.5]
170	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県坂出市 岩黒の地先 旧海面の一部(岩黒島) [私 1.0]

変 更 理 由	面 積 (h a)
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	1 (1.0) 〔私 1.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	1 (1.0) 〔私 1.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	2 (1.5) 〔公 1.0〕 〔私 0.5〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	4 (4.0) 〔私 1.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	5 (5.0) 〔私 5.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	1 (1.0) 〔私 1.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	3 (2.5) 〔私 2.5〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	9 (8.5) 〔私 8.5〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	1 (1.0) 〔私 1.0〕

(表16：区域及び保護規制計画変更表)

番号	変更内容	変更部分の区域
171	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県坂出市 与島町の地先 旧海面の一部(与島) [私 1.0]
172	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県坂出市 瀬居町の地先 旧海面の一部(瀬居島) [私 5.5]
173	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県大川郡白鳥町 松原の地先 旧海面の一部 [私 1.0]
174	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県小豆郡土庄町 小江の地先 旧海面の一部(沖ノ島) [私 0.1]
175	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県香川郡直島町 字屏風島の地先 旧海面の一部(屏風島) [私 0.2]
176	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県香川郡直島町 字高田浦及び字積浦の地先 旧海面の一部(直島) [私 6.0]
177	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県仲多度郡多度津町 高見の地先 旧海面の一部(高見島) [私 4.0]
178	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県仲多度郡多度津町 佐柳の地先 旧海面の一部(佐柳島) [私 0.2]
179	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県三豊郡詫間町 大字志々島の地先 旧海面の一部(志々島) [私 0.5]
180	海域普通地域 ↓ 普通地域	香川県三豊郡詫間町粟島 大字粟島の地先 旧海面の一部(粟島) [私 2.5]

変 更 理 由	面 積 (h a)
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	1 (1.0) 〔私 1.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	6 (5.5) 〔私 5.5〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	1 (1.0) 〔私 1.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	0 (0.1) 〔私 0.1〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	0 (0.2) 〔私 0.2〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	6 (6.0) 〔私 6.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	4 (4.0) 〔私 6.0〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	0 (0.21) 〔私 0.2〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	1 (0.5) 〔私 0.5〕
海面普通地域を埋め立て陸地化したもので、現行の陸域公園区域と一体として風景の保護を図る必要があるため。	3 (2.5) 〔私 2.5〕

イ 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

①次の集団施設地区を次のとおり変更する。

(表17：集団施設地区区域変更表)

番号	区 分	名 称	変 更 部 分 の 区 域
2	拡 張	五 色 台	香川県坂出市王越町乃生及び大屋富町の各一部

②次の集団施設地区を削除（解除）する。

(表18：集団施設地区削除（解除）表)

番号	名 称	変 更 部 分 の 区 域
3	寒 霞 溪	香川県小豆郡内海町及び池田町の一部
4	象 頭 山	香川県善通寺市及び仲多郡琴平町並びに三豊郡高瀬町の一部



変 更 理 由	変更面積 (h a)	変更後面積 (h a)
<p>当地区は、良好な自然環境を有するタンベ池の池畔で、五色台集団施設地区に隣接する地域である。</p> <p>良好な水辺の空間を活かし、水生生物、野鳥等の自然体験・学習に供する場として、野営場、歩道、観察舎等の施設を一体的に整備するため。</p>	2.7	39.8

変 更 理 由	告 示 年 月 日
<p>土地所有が民有地で、今後総合的、計画的に整備することが困難であるため、単独施設に振り替えるため。</p>	<p>一般計画 昭和26. 5. 8決定</p>
<p>土地所有が民有地で、今後総合的、計画的に整備することが困難であるため、単独施設に振り替えるため。</p>	<p>一般計画 昭和32. 10. 23決定</p>

(イ) 単独施設

①次の単独施設を追加する。

(表19：単独施設追加表)

番号	種類	位置
1	園地	香川県高松市（男木島）
2	野営場	香川県高松市（男木島）
4	園地	香川県高松市（女木島）
5	野営場	香川県高松市（女木島）
6	園地	香川県高松市（長崎ノ鼻）
10	園地	香川県高松市（阿弥陀越野鳥の森）
12	園地	香川県高松市（中山）
13	園地	香川県丸亀市（広島はじかみ鼻）
15	園地	香川県丸亀市（本島甲生）
22	園地	香川県善通寺市（香色山）
23	園地	香川県善通寺市及び三豊郡高瀬町（大麻山）
24	園地	香川県善通寺市、仲多度郡琴平町及び三豊郡高瀬町（象頭山）
28	野営場	香川県大川郡引田町（大池）

整備方針	旧計画との関連
男木島の海浜探勝のための園地として整備する。	新規
男木島の海浜探勝のための基地として野営場を整備する。	新規
女木島の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新規
女木島の海浜探勝のための基地として野営場を整備する。	新規
長崎ノ鼻の海浜探勝のための園地として整備する。	新規
阿弥陀越野鳥の森の野鳥観察等自然とふれあうための園地として整備する。	新規
五色台の休憩・展望のための園地として整備する。	新規
広島はじかみ鼻の海浜探勝のための園地として整備する。	新規
本島甲生の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新規
香色山の自然探勝のための園地として整備する。	新規
大麻山から多島海の展望及び探勝のための園地として整備する。	新規 象頭山集積地区からの振替
象頭山から多島海の展望及び探勝のための園地として整備する。	新規 象頭山集積地区からの振替
大池の水辺探勝のための基地として野営場を整備する。	新規

(表19：単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
33	園 地	香川県大川郡白鳥町（鹿浦越）
34	園 地	香川県大川郡白鳥町（白鳥松原）
37	園 地	香川県大川郡志度町（大串）
38	宿 舎	香川県大川郡志度町（大串）
39	運 動 場	香川県大川郡志度町（大串）
40	園 地	香川県小豆郡内海町（寒霞溪）
41	園 地	香川県小豆郡内海町，小豆郡土庄町，小豆郡池田町（四方指）
43	園 地	香川県小豆郡内海町（安田太陽の丘）
44	園 地	香川県小豆郡内海町（紅雲亭）
45	園 地	香川県小豆郡内海町（大角）
50	園 地	香川県小豆郡土庄町（豊島神子浜）
52	園 地	香川県小豆郡池田町（釈迦ヶ鼻）
55	園 地	香川県木田郡庵治町（船隠）

整備方針	旧計画との関連
鹿浦越のランプロファイヤ岩脈の探勝及び海浜の展望のための園地として整備する。	新 規
白鳥松原の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
大串から小豆島等多島海の展望のための園地として整備する。	新 規
大串半島の探勝，多島海展望のための基地として宿舍を整備する。	新 規
大串の野外でのテニス等の運動場として整備する。	新 規
寒霞溪の探勝及び展望・休憩のための中心的な園地として整備する。	新 規 寒霞溪集団施設地区からの規替
寒霞溪の探勝及び展望・休憩のための園地として整備する。	新 規 寒霞溪集団施設地区からの規替
安田太陽の丘から瀬戸内海東部の展望のための園地として整備する。	新 規
寒霞溪の探勝のための園地として整備する。	新 規 寒霞溪集団施設地区からの規替
大角から風ノ子島等海岸の展望のための園地として整備する。	新 規
豊島神子浜の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
釈迦ヶ鼻から多島海及び四国本土展望のための園地として整備する。	新 規
船隠の探勝のための園地として整備する。	新 規

(表19：单独施設追加表)

番号	種類	位置
56	園地	香川県香川郡直島町（向島）
57	園地	香川県香川郡直島町（琴反地）
60	園地	香川県仲多度郡多度津町（高見島）
62	園地	香川県三豊郡詫間町（粟島中新田）
64	園地	香川県三豊郡詫間町（粟島城山）
68	野営場	香川県三豊郡仁尾町（薦島）

整備方針	旧計画との関連
向島の探勝のための園地として整備する。	新 規
琴反地の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
高見島から多島海の展望のための園地として整備する。	新 規
粟島中新田の海水浴・海浜探勝のための園地として整備する。	新 規
粟島城山から多島海の展望のための園地として整備する。	新 規
薦島の探勝のための拠点として野営場を整備する。	新 規

②次の単独施設を削除する。

(表 20 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
1	水 泳 場	香川県高松市 (女木島)
2	宿 舎	香川県高松市 (屋島長崎)
3	宿 舎	香川県高松市 (青峰)
4	広 場	香川県高松市 (青峰)
5	宿 舎	香川県丸亀市 (本島)
6	野 営 場	香川県丸亀市 (本島)
7	水 泳 場	香川県丸亀市 (本島)
8	水 泳 場	香川県坂出市 (沙弥島)
9	野 営 場	香川県坂出市 (北峰)
10	広 場	香川県坂出市 (白峰)
11	広 場	香川県坂出市 (城山)
12	水 泳 場	香川県観音寺市 (観音寺松原)
13	舟 遊 場	香川県観音寺市 (観音寺松原)
14	広 場	香川県大川郡引田町 (安戸池)
15	舟 遊 場	香川県大川郡引田町 (安戸池)
16	広 場	香川県大川郡引田町 (碁浦)
17	広 場	香川県大川郡引田町 (大坂峠)
18	水 泳 場	香川県大川郡白鳥町 (白鳥松原)
19	水 泳 場	香川県大川郡津田町 (津田松原)
20	舟 遊 場	香川県小豆郡内海町 (外明神)



告示年月日	理 由
昭和26. 5. 8 告示	女木島園地として整理するため。
昭和39. 11. 11 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23 告示	青峰園地として整理するため。
昭和26. 5. 8 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8 告示	本島甲生園地として整理するため。
昭和26. 5. 8 告示	沙弥島園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23 告示	白峰園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	城山園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	観音寺松原園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23 告示	安戸池園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23 告示	碁浦園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	大坂峠園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	白鳥松原園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	津田松原園地として整理するため。
昭和32. 10. 23 告示	公園利用上の必要性が低下したため。

(表 20 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
21	園 地	香川県小豆郡内海町 (基石山)
22	宿 舎	香川県小豆郡土庄町 (甘露温泉)
23	園 地	香川県小豆郡土庄町 (淵崎八幡)
24	野 営 場	香川県小豆郡土庄町 (余島)
25	水 泳 場	香川県小豆郡土庄町 (豊島神子浜)
26	水 泳 場	香川県香川郡直島町 (琴反地)
27	園 地	香川県香川郡直島町 (柏島)
28	水 泳 場	香川県三豊郡詫間町 (粟島)
29	舟 遊 場	香川県三豊郡詫間町 (箱崎)
30	宿 舎	香川県三豊郡仁尾町 (薦島)
31	水 泳 場	香川県三豊郡仁尾町 (薦島)

告示年月日	理由
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8 告示	豊島神子浜園地として整理するため。
昭和26. 5. 8 告示	琴反地園地として整理するため。
昭和26. 5. 8 告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8 告示	栗島中新田園地として整理するため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	蔦島園地として整理するため。

(ウ) 道路

①車道

(1) 次の道路（車道）を追加する。

(表 2 1 : 道路（車道）追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地
4	五色台スカイライン線	起点—香川県高松市（中山・車道分岐点） 終点—香川県坂出市（北山・車道合流点）	黒峰 大崎山
5	広島周回線	起点—香川県丸亀市（江の浦） 終点—香川県丸亀市（江の浦）	白石 はじかみ鼻 茂浦
1 2	福田寒霞溪線	起点—香川県小豆郡内海町（福田・国立公園境界） 終点—香川県小豆郡内海町（星ヶ城山東・車道合流点）	平間
1 3	星ヶ城線	起点—香川県小豆郡内海町（星ヶ城山北・車道分岐点） 終点—香川県小豆郡内海町（星ヶ城山）	

整備方針	旧計画との関係
五色台の主稜線沿線を探勝する道路として整備する。	新規 昭和38.5.7告示 (一般自動車道からの振替)
広島の海岸線を探勝する道路として整備する。	新規
福田港方面から寒霞溪に至る道路として整備する。	新規
寒霞溪方面から星ヶ城園地に至る道路として整備する。	新規

(2) 次の道路（車道）を削除する。

(表 2 2 : 道路（車道）削除表)

番号	路線名	区間
1	屋島中町線	起点—香川県高松市屋島中町 終点—香川県高松市屋島中町
2	皇踏山線	起点—香川県小豆郡土庄町大字大鐸字小馬越（国立公園境界） 終点—香川県小豆郡土庄町大字大鐸字淵崎（皇踏山）

告示年月日	理 由
昭和35年7月26日	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32年10月23日	歩道計画に振り替えるため。

(3) 次の道路（車道）を次のとおり変更する。

(表23：道路（車道）変更表)

現					行	
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
1	屋島周回線	起点—香川県高松市屋島町 大字西潟元小字浦生 終点—香川県高松市屋島町 大字屋島小字明神	長崎ノ鼻	昭15. 1. 11	3	屋島周回線
2	本島線	起点—香川県丸亀市本島町 大字本島笠島浦小字城根 終点—香川県丸亀市本島町 大字本島泊浦小字乙松ヶ浦 (観音寺)		昭15. 1. 11	6	本島周回線
3	安田小部線	起点—香川県小豆郡内海町大字 安田 (国立公園界) 終点—香川県小豆郡内海町 橘 (国立公園境界) 起点—香川県小豆郡内海町 橘 (国立公園境界) 終点—香川県小豆郡内海町 岩ヶ谷 (国立公園境界) 起点—香川県小豆郡内海町 岩ヶ谷 (国立公園境界) 終点—香川県小豆郡内海町 當浜 (国立公園境界) 起点—香川県小豆郡内海町 當浜 (国立公園境界) 終点—香川県小豆郡内海町 福田 (国立公園境界) 起点—香川県小豆郡内海町 福田 (国立公園境界) 終点—香川県小豆郡内海町 吉田 (国立公園境界) 起点—香川県小豆郡内海町 (吉田・国立公園境界) 終点—香川県小豆郡内海町 吉田 (国立公園境界) 起点—香川県小豆郡内海町 吉田 (国立公園境界) 終点—香川県小豆郡土庄町大字 小部 (国立公園境界)	外明神 藤崎 灘山	昭32. 10. 23	1 1	小豆島東海岸線



新		規		
区 間	主要経過地	整 備 方 針	理 由	
起点－香川県高松市 (屋島西町・国立公園境界) 終点－香川県高松市 (屋島東町・国立公園境界)	長崎ノ鼻	屋島の海岸線を周回する探勝道路として整備する。	利用実態にあわせ路線及び起終点名を整理するため。	
起点－香川県丸亀市 (本島泊) 終点－香川県丸亀市 (本島泊)	笠島 屋釜 福田 カブラサキ鼻	本島の海岸線を探勝する道路として整備する。	利用実態にあわせ路線及び起終点名を整理するため。	
起点－香川県小豆郡内海町 (土庄・内海町境界) 終点－香川県小豆郡内海町 (吉田・国立公園境界) 起点－香川県小豆郡内海町 (吉田・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡内海町 (福田・国立公園境界) 起点－香川県小豆郡内海町 (福田・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡内海町 (当浜・国立公園境界) 起点－香川県小豆郡内海町 (当浜・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡内海町 (岩谷・国立公園境界) 起点－香川県小豆郡内海町 (岩谷・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡内海町 (橘・国立公園境界) 起点－香川県小豆郡内海町 (橘・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡内海町 (橘峠)	藤崎 当浜 南風台	小豆島の東海岸線を探勝する道路として整備する。	土庄町灘山地区の道路沿線の景観が著しく悪化したため、当区間を削除するため。	

(表23: 道路(車道)変更表)

現			行			
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
4	草壁紅雲亭線	起点-香川県小豆郡内海町 大字上村字青木 終点-香川県小豆郡内海町大字 上村小字カンカケ(紅雲)		昭和15. 1. 11	14	紅雲亭線
5	淵崎大部線	起点-香川県小豆郡池田町 大字中山小字嶮岨山 終点-香川県小豆郡土庄町 大字大部小字野口	四方指 寒霞溪頂上	昭和15. 1. 11	15	大部寒霞溪線
6	草壁紅雲亭線	起点-香川県小豆郡内海町 大字上村小字青木 終点-香川県小豆郡内海町大字 上村小字カンカケ(紅雲)		昭和15. 1. 11	16	寒霞溪線
7	寒霞溪線	起点-香川県小豆郡土庄町 (四方指) 終点-香川県小豆郡内海町 (嶮岨山)		昭和26. 5. 8		
8	淵崎大部線	起点-香川県小豆郡土庄町大鐸 字小馬越(国立公園境界) 終点-香川県小豆郡池田町 小字嶮岨山(国立公園境界)	銚子溪 蛙子池	昭和32. 10. 23		
9	猪谷池三笠山 線	起点-香川県小豆郡内海町 (猪谷池) 終点-香川県小豆郡内海町 (国立公園境界) 起点-香川県小豆郡内海町 (国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町 (国立公園境界) 起点-香川県小豆郡内海町 (国立公園境界) 終点-香川県小豆郡内海町 (三笠山)		昭和43. 11. 1		
10	直島琴反地線	起点-香川県香川郡直島町 字京ノ山(本村南方) 終点-香川県香川郡直島町 字琴反地		昭和15. 1. 11	17	直島線

新		規	
区 間	主要経過地	整 備 方 針	理 由
起点－香川県小豆郡内海町 (猪谷・車道分岐点) 終点－香川県小豆郡内海町 (紅雲亭)		寒霞溪ロープウェイ乗り場の紅雲亭に至る道路として整備する。	利用実態にあわせ路線及び起終点名を整理するため。
起点－香川県小豆郡土庄町 (大部・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡土庄町 (大部・車道合流点)		大部港方面から寒霞溪に至る道路として整備する。	利用実態にあわせ路線及び起終点名を整理するため。
起点－香川県小豆郡土庄町 (肥土山・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡内海町 (上村・国立公園境界)	銚子溪 四方指 寒霞溪頂上 安田太陽の丘 猪谷	寒霞溪に至る主要利用道路として整備する。	利用実態にあわせ路線及び起終点名を整理するため。
起点－香川県香川郡直島町 (本村・国立公園境界) 終点－香川県香川郡直島町 (宮ノ浦・国立公園境界)	琴反地	直島港から琴反地を経て宮ノ浦に至る道路として整備する。	利用実態にあわせ路線及び起終点名を整理するため。

(表23: 道路(車道)変更表)

現			行			
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
11	象頭山線	起点-香川県仲多度郡琴平町 字川西(国立公園境界) 終点-香川県善通寺市大麻 (大麻山)	象頭山	昭和32.10.23	18	愛宕山線

新		規	
区 間	主要経過地	整 備 方 針	理 由
起点－香川県仲多度郡琴平町 (川西・国立公園境界) 終点－香川県仲多度郡琴平町 (愛宕山)		県立琴平公園に至る道路と して整備する。	利用実態にあわせ路線及 び起終点名を整理するた め。

②歩道

(1) 次の道路（歩道）を追加する。

(表 2 4 : 道路（歩道）追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
6	乃生白峯寺線	起点－香川県坂出市（水落・国立公園境界） 終点－香川県坂出市（北山・国立公園境界） 起点－香川県坂出市（知口・国立公園境界） 終点－香川県坂出市（松山・歩道合流点）	北山
8	城山線	起点－香川県大川郡引田町（田ノ浦野営場） 終点－香川県大川郡引田町（城山・国立公園境界）	城山
9	与治山線	起点－香川県大川郡白鳥町（小松原・国立公園境界） 終点－香川県大川郡白鳥町（小松原・車道合流点）	与治山
1 4	皇踏山線	起点－香川県小豆郡土庄町（小馬越・国立公園境界） 終点－香川県小豆郡土庄町（皇踏山）	
1 7	飯野山線	起点－香川県綾歌郡飯山町（東坂元・国立公園境界） 終点－香川県綾歌郡飯山町（飯野山山頂）	

整備方針	旧計画との関係
王越町から白峯寺に至る五色台の自然と歴史を探勝する歩道として整備する。	新 規
城山の探勝歩道として整備する。	新 規
与治山に至る探勝歩道として整備する。	新 規
皇踏山園地に至る歩道として整備する。	新 規
飯野山への登山道として整備する。	新 規

(2)次の道路（歩道）を削除する。

(表25：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間
1	女木島線	起点－香川県高松市大字女木町小字宮ノ上 終点－香川県高松市大字女木町小字馬越
2	青ノ峰線	起点－香川県高松市中山町（国立公園境界） 終点－香川県高松市中山町（歩道青峰乃生線分岐点）
3	本島観音生乃浜線	起点－香川県丸亀市本島町大字本島泊浦小字乙松ヶ浦 終点－香川県丸亀市本島町大字本島泊浦小字生之浦
4	安戸池線	起点－香川県大川郡白鳥町松原（国立公園境界） 終点－香川県大川郡引田町安戸（国立公園境界）
5	福田星ヶ城線	起点－香川県小豆郡内海町大字福田（国立公園境界） 終点－香川県小豆郡内海町大字安田嶮岨山（星ヶ城山頂上）
6	碁石山線	起点－香川県小豆郡内海町大字苗羽（国立公園境界） 終点－香川県小豆郡内海町大字坂手（国立公園境界） 終点－香川県小豆郡内海町大字苗羽（国立公園境界）
7	家浦神子浜線	起点－香川県小豆郡土庄町（豊島）大字家浦 終点－香川県小豆郡土庄町（豊島）大字神子浜
8	竹居龍王山線	起点－香川県木田郡庵治町江の浜（国立公園境界） 終点－香川県木田郡庵治町笹尾（国立公園境界） 起点－香川県木田郡庵治町鎌野（国立公園境界） 終点－香川県木田郡庵治町篠尾（国立公園境界）
9	御殿山線	起点－香川県木田郡庵治町荒浜 終点－香川県木田郡庵治町荒浜
10	紫雲出山線	起点－香川県三豊郡詫間町（小久保・国立公園境界） 終点－香川県三豊郡詫間町（紫雲出山・歩道合流点）



告示年月日	理由
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	車道計画に振り替えるため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	御殿山園地として整理するため。
昭和56. 7. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。

(3) 次の道路（歩道）を次のとおり変更する。

(表 2 6 : 道路（歩道）変更表)

現			行			
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
1	大崎山線	起点—香川県高松市亀水町 終点—香川県坂出市王越町 大字木沢小字北山	大崎山	昭和26. 5. 8	4	大崎山線
	大崎山線	起点—香川県高松市亀水町 阿弥陀越 (歩道乃生桑崎線分岐点) 終点—香川県坂出市王越町 (大崎山)	大崎山 峯ノ山	昭和32. 10. 23		
2	青峰乃生線	起点—香川県高松市 (青峰・歩道分岐点) 終点—香川県坂出市 (西脇)	阿弥陀越 北峰	昭和56. 7. 11	5	阿弥陀越野鳥の 森乃生岬線
3	象頭山線	起点—香川県善通寺市宇宮ヶ尾 (国立公園境界) 終点—香川県仲多度郡琴平町 (国立公園境界) 終点—香川県仲多度郡琴平町 (国立公園境界)	大麻山 象頭山 金刀比羅宮	昭和32. 10. 23	7	象頭山線
4	四国自然歩道 線	起点—香川県大川郡引田町 (坂元・国立公園境界) 終点—徳島県鳴門市 (大坂峠・国立公園境界) 起点—香川県仲多度郡琴平町 (牛屋口・国立公園境界) 終点—香川県仲多度郡琴平町 (谷川・国立公園境界) 起点—香川県三豊郡詫間町 (波止艾・国立公園境界) 終点—香川県三豊郡詫間町 (生里・国立公園境界) 起点—香川県三豊郡詫間町 (箱・国立公園境界) 終点—香川県三豊郡詫間町 (仁老浜・国立公園境界)	琴平 紫雲上山 荘内半島 (三崎) 白峯寺 根来寺	昭和56. 7. 11	10	四国自然歩道線

新		規		
区 間	主要経過地	整 備 方 針	理 由	
起点－香川県高松市 (阿弥陀越野鳥の森・歩道分岐点) 終点－香川県坂出市 (大崎山)	黒峰	阿弥陀越野鳥の森から大崎山に至る探勝歩道として整備する。	利用推進を図るため路線及び起終点名を整理する。	
起点－香川県高松市 (阿弥陀越野鳥の森・歩道分岐点) 終点－香川県坂出市 (乃生岬)	北峰 前山	阿弥陀越野鳥の森から乃生岬に至る探勝歩道として整備する。	利用推進を図るため路線及び起終点名を整理する。	
起点－香川県善通寺市 (伏見・国立公園境界) 終点－香川県仲多度郡琴平町 (金刀比羅宮奥の院) 起点－香川県善通寺市 (古城・国立公園境界) 終点－香川県善通寺市 (象頭山園地)	大麻山 象頭山	象頭山及び大麻山の探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせ路線及び起終点名を整理するため。	
起点－香川県大川郡引田町 (坂元・国立公園境界) 終点－香川県大川郡引田町 (県境・大坂峠) 起点－香川県仲多度郡琴平町 (牛屋口・国立公園境界) 終点－香川県仲多度郡琴平町 (谷川・国立公園境界) 起点－香川県三豊郡詫間町 (波止艾・国立公園境界) 終点－香川県三豊郡詫間町 (生里・国立公園境界) 起点－香川県三豊郡詫間町 (箱・国立公園境界) 終点－香川県三豊郡詫間町 (仁老浜・国立公園境界)	琴平 紫雲出山 荘内半島 (三崎) 白峯寺 根来寺	四国自然歩道として整備する。	五色台の区域拡張(国分寺町)に伴い路線を延長するため、合わせて起終点を整理するため。	

(表26: 道路(歩道)変更表)

現			行			
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
		起点-香川県三豊郡詫間町 (仁老浜・国立公園境界) 終点-香川県三豊郡詫間町 (三崎) 終点-香川県三豊郡詫間町 (室・国立公園境界) 起点-香川県三豊郡詫間町 (糸ノ越・国立公園境界) 終点-香川県三豊郡詫間町 (箱・国立公園境界) 起点-香川県坂出市 (一本松・国立公園境界) 終点-香川県坂出市 (向・国立公園境界) 終点-香川県高松市 (桑崎・国立公園境界)				
5	星ヶ城線	起点-香川県小豆郡内海町 大字上村小字嶮岨山 終点-香川県小豆郡内海町 大字片城小字嶮岨山		昭和26. 5. 8	1 1	星ヶ城山線
6	忠六谷線	起点-香川県小豆郡内海町 草壁(カンカケ) 終点-香川県小豆郡内海町 草壁(嶮岨山)		昭和26. 5. 8	1 2	表神懸線
7	寒霞溪線	起点-香川県小豆郡内海町 草壁(寒霞溪) 終点-香川県小豆郡内海町 寒霞溪(仏ヶ滝)		昭和26. 5. 8	1 3	裏神懸線
8	家浦浜檀山線	起点-香川県小豆郡土庄町大字 家浦小字段山(豊島) 終点-香川県小豆郡土庄町大字 唐櫃小字浜田(豊島)	檀山	昭和26. 5. 8	1 5	檀山線

新 規			
区 間	主要経過地	整 備 方 針	理 由
起点－香川県三豊郡詫間町 (仁老浜・国立公園境界) 終点－香川県三豊郡詫間町 (三崎) 終点－香川県三豊郡詫間町 (室・国立公園境界) 起点－香川県三豊郡詫間町 (糸ノ越・国立公園境界) 終点－香川県三豊郡詫間町 (箱・国立公園境界) 起点－香川県綾歌郡国分寺町 (一本松・国立公園境界) 終点－香川県坂出市 (向・国立公園境界) 終点－香川県高松市 (桑崎・国立公園境界) 起点－香川県高松市 (桑崎・国立公園境界) 終点－香川県高松市 (桑崎・国立公園境界)			
起点－香川県小豆郡内海町 (寒霞溪) 終点－香川県小豆郡内海町 (星ヶ城山)	三笠山	神懸山山頂から三笠山を経て星ヶ城山に至る探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせ路線及び起終点名を整理するため。
起点－香川県小豆郡内海町 (神懸山山頂) 終点－香川県小豆郡内海町 (紅雲亭)		寒霞溪表十二景の探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせ路線及び起終点名を整理するため。
起点－香川県小豆郡内海町 (神懸山山頂) 終点－香川県小豆郡内海町 (猪谷・車道合流点)		寒霞溪裏八景の探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせ路線及び起終点名を整理するため。
起点－香川県小豆郡土庄町 (豊島家浦・国立公園境界) 終点－香川県小豆郡土庄町 (豊島唐櫃・国立公園境界)	檀山	檀山に至る探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせ路線及び起終点名を整理するため。

(表26: 道路(歩道)変更表)

現			行			
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名
9	五剣山線	起点-香川県木田郡牟礼町大字 牟礼字落合 終点-香川県木田郡牟礼町 字走山	八栗寺	昭和26.5.8	16	五剣山線
10	粟島城山線	起点-香川県三豊郡詫間町大字 粟島馬城 終点-香川県三豊郡詫間町大字 粟島馬城小字城の辻 終点-香川県三豊郡詫間町大字 粟島馬城小字阿島	阿島山 城山	昭和26.5.8	18	粟島線

新		規	
区 間	主要経過地	整 備 方 針	理 由
起点－香川県木田郡牟礼町 (落合・国立公園境界) 終点－香川県木田郡牟礼町 (八栗寺)		五剣山に至る歩道として整備する。	利用実態に合わせ路線及び起終点名を整理するため。
起点－香川県三豊郡詫間町 (粟島瀧) 終点－香川県三豊郡詫間町 (粟島城の辻)		粟島城山に至る探勝歩道として整備する。	利用実態に合わせ路線及び起終点名を整理するため。

(工) 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

(表 27 : 運輸施設削除表)

番号	路線名	種類	位置又は区間
1	五色台線	一般自動車道	起点—香川県高松市(中山町中山) 終点—香川県坂出市(王越町大崎ノ鼻) 終点—香川県坂出市(王越町北山)
2		船舶運送施設	香川県高松市(高松港)
3		係留施設	香川県高松市(女木島)
4		係留施設	香川県高松市(高松港)
5		係留施設	香川県丸亀市(本島)
6		係留施設	香川県丸亀市(丸亀港)
7		係留施設	香川県坂出市(坂出港)
8		係留施設	香川県坂出市(沙弥島)
9		係留施設	香川県坂出市(櫃石島)
10		係留施設	香川県大川郡引田町(安戸池)
11		係留施設	香川県大川郡白鳥町(白鳥松原)
12		係留施設	香川県小豆郡内海町(草壁)
13		係留施設	香川県小豆郡土庄町(土庄)
14		係留施設	香川県小豆郡土庄町(余島)
15		係留施設	香川県小豆郡土庄町(大部)
16		係留施設	香川県小豆郡土庄町(神子浜)
17		係留施設	香川県香川郡直島町(琴反地)
18		係留施設	香川県香川郡直島町(柏島)
19		係留施設	香川県仲多度郡多度津町(多度津港)
20		係留施設	香川県三豊郡詫間町(粟島)
21		係留施設	香川県三豊郡仁尾町(蔦島)



告示年月日	理 由
昭和38. 5. 7告示	車道計画に振り替えるため。
昭和29. 2. 18告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和15. 1. 11告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和26. 5. 8告示	公園利用上の必要性が低下したため。
昭和32. 10. 23告示	公園利用上の必要性が低下したため。